

第五十一回国 参議院 内閣委員会 會議録第三十号

昭和四十一年六月二十一日(火曜日)

午前十一時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 熊谷太三郎君
理事 柴田 栄君
八田 一朗君
伊藤 顯道君
北村 暢君

委員 石原幹市郎君
源田 実君
船田 譲君
三木與吉郎君
森 八三二君
山本茂一郎君
中村 英男君
山本伊三郎君
鬼木 勝利君
多田 省吾君
中沢伊登子君

國務大臣 國務大臣 福田 篤泰君
松野 頼三君

政府委員 總理府恩給局長 矢倉 一郎君
行政管理庁行政 稲木 進君
監察局長 鈴木 昇君
防衛庁参事官 小幡 久男君
防衛施設庁長官 大浜 用正君
防衛施設庁長官 財満 功君
防衛施設庁長官 部会計課長 島山 一郎君
防衛施設庁施設 部長 功君
電気通信監理官

事務局側

常任委員会専門 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○審議會等の整理に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛施設周辺の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(熊谷太三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

審議會等の整理に関する法律案を議題といたします。

本案は、去る五月三十一日予備審査のため本院に送付され、本委員会に付託されました。それではまず提案理由の説明を聴取いたします。福田行政管理局長官。

○國務大臣(福田篤泰君) ただいま議題となりました審議會等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

先般政府は、行政の簡素化と能率化を推進し、あわせて行政責任の明確化に資するため、各行政機関に置かれていた審議會等について、その整理を行なうことを決定し、これによりましてここにこの法律案を提出した次第であります。

法律案の内容について御説明申し上げますと、

第一に、審議會等の任務を終了するもの等につきましては、これを廃止することとし、第二に、設置目的が類似しているか、または、審議事項が重複していると思われるものについては、これを統合することとし、第三に、国家試験の執行につきましては、従来の試験審査会等の常設制を廃止して、試験委員を委嘱し、その試験委員が問題の作成及び採点等を行なうこととしたこと、これをこれによりまして、各行政機関を通じて廃止されるもの十、統合の結果整理されるもの十九、試験委員制に改めることによりまして廃止されるもの五、計三十四を整理いたしますことといたしました。

なお、これらの廃止または統合等は、原則として昭和四十一年七月一日から行なうこととしたしておりますが、審議會等の都合によりまして、七月一日に廃止または統合ができないものにつきましては、昭和四十二年三月三十一日までの間において政令で定める日に行なうことができることとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 以上で説明は終わりました。本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 恩給法等の一部を改正する法律案、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正

正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。前回に引き続き三案の質疑を行ないます。

なお、関係当局の御出席は、矢倉恩給局長であります。質疑のおありになる方は、順次御発言を願います。

○伊藤顯道君 前回に続いて若干お伺いしたいと思いますが、総務長官はやむを得ぬ事情で文教委員会の方へ御出席でお見えでありませんで、総務長官に対する質問は後日に保留しておきたいと思ひます。

まず、お伺いする前に資料の提出をお願いしておきたいと思ひますが、恩給局は、このたびの恩給法改正案作成の過程において従来からの恩給法上の懸案問題として関係方面から提出されている課題は四十項目にのぼっており、こゝういふ旨の御説明があったわけですが、そこでこの四十項目の懸案事項をひとつづつ資料として当委員会に御提出いただきたい。このことをまずもってお願ひして質問に入りたいと思ひます。

恩給通算を規定しております昭和二十八年法律第五十五号附則第四十二条を見ますと、「外国政府職員となるため公務員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職し、再び公務員となった者」こゝういふふうにあるわけですが、これは「外国政府職員となるため」という条件は確かにあるわけですが、官の命令または勸奨によつて公務員を退職するという条件はないわけですが、これには、明確に。したがって、自由意思によつて退職したものである。ところが、前々から総務長官もまた恩給局長も、公務員として一生を終始する目的で官の命令または勸奨によつてということは必須条件であるということを繰り返して答弁されてきたわけですが、官の命令または勸奨が必要条件であるということを繰り返して答弁されてきたわけですが、ただこのことをここででは

きりさしておかなければならぬと思つたわけですが。官の命令によつてということとは自由な意思に反して、自分の意思ではないけれども官の命令によつて国家のため公務員の経歴を中断せられたということであるならば、その中断期間に対して補償してやる責任が出てくるわけですが。これは筋の通つた話だと思つた。しかし、この場合は自由意思によつて退職したものであるから補償問題は起こらないはずなんです。満鉄とかあるいは満州国において経歴がスタートして、あとから公務員になつた者と処遇上何ら区別をつけるべき根拠は何もないわけですね。官の命令によつて、自分の意思に反してということが必要条件であるかのごとく総務長官も恩給局長も従来言ひ續けてきたわけですが、ここで私が指摘申し上げたいのは、決してその意に反して、官の命令または勅諭によつて移つておるのではないということをごまかしてきりさしておきたいと思つたわけですが。この点についての恩給局長のお考えはどうですか。

○政府委員(矢倉一郎君) これまで私たちが御説明申し上げましたのは、御承知のように、人事交流の必要というふうなことがたとへば先生も御指摘のように、満鉄の職員維持のためにそういう要請があつたことも事実でございますから、したがつて、さうな関係でお入りになつたということについて、恩給的にいわけるとも満鉄であるいは満州国というふうなそういう関係の政府であるいは外国の特殊法人というものが設立された経緯の御説明がございましたように、さうな趣旨がこの制度の中に一つの特別ないわゆるケースとして恩給対象に適用していくような措置をとるときに経緯の問題としては、必然的にいま申し上げましたようなそういう人たちの確保の必要があつたというふうなことを前提にしてこれまで御説明をいたしてまいつたわけでございます。

○伊藤頼道君 なお、恩給局長は、四月二十六日の衆議院の内閣委員会でも山内委員の質問に答えて、このように答弁されてゐるわけですが、満・日ケースを完全に通算したい理由について、いま私が指摘

申し上げたようなことを言われているわけですが。要点を申し上げると、「御承知のように、日満あるいは日満日という場合の改善措置を旧来としてきておりますのは、結局当時の実態からいたしまして、いわゆる日本政府の公務員であつた人たちが、さういふ満鉄あるいは満州国政府等の設立の経緯からいまして、満鉄なり満州国政府にある程度本人の意思にかかわらず赴任せざるを得なかつたような事態もございまして。そこでさういふ人たちが、最初から満州国政府あるいは満鉄にみずから入られた場合の一応の差というものを考慮いたしまして、これは御承知のように一つの特例措置でございますので、いわゆる満州国政府あるいは満鉄が日本国政府そのものであつたという考え方には立ち得ません。そこで当初から満州国政府あるいは満鉄にお入りになつた方々については、そこにいわけゆる日本政府からさういふ要請に基づいて行くのが常態であつた人たちの区分をいたしてまいつたわけでございます。」さういふ意味の御答弁をされてゐるわけですが、そこでこれを指摘申し上げると、局長は、区別の根拠は、本人の意思で満鉄、満州国に入つたか、政府の要請で行つたかあると答弁されておられるわけですが、日・満・日あるいは日・満の者は政府の要請、勅諭によつて行つた者だと言つておられるわけですが。

そこで、局長のこの事実誤認があるのではないかとこのことをここで御指摘申し上げたいのです。一つの例を申し上げますが、運輸省から満鉄に転出した者は約八千名あつたわけですが、そのうち政府の要請あるいは勅諭によつて転出した者は、電気関係者、機関士等に限定されておつたわけですが、内地においても余裕はなく、希望者が必要数に満たなかつた一部の職務の者のみであつたわけですが。たとへば電気関係者、機関士等の部分ですね。これに反して大部分の方々は、本人の自由意思によつて、本俸は内地よりは一、二号引き上げられる、給与はふえる、地位は上がる、さういふことで希望して渡満した者が大部分であつたわけですが。

とさういふに厳然たる事実があるわけですが。当時、運輸省と満鉄との間に転出者の数の協定は別になつたわけですが、その数の中で本人の意見で尊重し、希望者の中から選考したのが実情であつたわけですが。その間に政府の要請、勅諭、すなわち、本人の自由意思に対する束縛は加わつていないわけですが。したがつて、この事実誤認に基づいて結論は根本的に誤りではないか、さういふふうに指摘をせざるを得ないわけですが。大体総務長官も恩給局長も、事実誤認から出発した根拠をもつて日・満と満・日の間に区別をしておる一つの理由にしておられるわけですが。これは正直に認めていただかないと、厳然たる事実なんです。この点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(矢倉一郎君) 実は衆議院でも御説明申し上げましたことですが、日・満・日あるいは満・日というこの扱いの格差の問題がこれまでもいろいろな論議になっておりましたので、そこで、日・満の関係に立つ人たちのさういふものの実態を私たちに理解をいたしますときに、やはり先生もいろいろな事例をあげて御指摘のございましたように、当時の満鉄というものを考え、あるいは満州国の成立の過程を考えると、やはり日本内地からそれらの機関あるいは政府に人を送り込む必要があつたという実態的な理由があるであらうと思つております。したがつて、それが全部の根拠ではないにいたしましても、やはりそこにおのずから格差というものが考えられるのではないかとこの点で、さうな点について御説明を申し上げたわけでございます。

○伊藤頼道君 これはむしろ日・満の場合、いわゆる本人の意思に反して、命令または勅諭でといふのはごく一部の特例にすぎないわけですが。先ほども申し上げたように、要請あるいは勅諭のあつたのは実例で申し上げますと、電気関係者とか機関士、これはもう日本内地でも非常に希望者が募集者に及ばない、内地でもいわゆる人手不足で苦慮しておつたわけですが。さういふ人をあちらにやろうとするのと――それはほんの一部の職種に限られ

ておるわけですね。むしろ、言ひなれば特例であつたわけですが。大部分は一言にして言へば、先ほど申し上げたような満州に渡つたほうが待遇がいいから、その内容は先ほど申し上げましたから一々申し上げません。そこで、希望者は殺到したわけですが、結局その中から選んで渡満したと、これが実態なんです。これはもうあらゆる資料をひとつ御検討いただいて、そのことの認識不足をひとつ是正していただかないと、論議が進まないと思つたわけですが。ほんの一部の特例だけを引き出して、さういふたてまえになつておつたからでは、納得できないと思つたのです。これはもう特例中の特例を引き出したものでは問題にならぬわけですが。繰り返して申し上げます、恩給局長は、区別の根拠はいま言つた本人の意思で満鉄、満州国に入つたか、政府の要請で行つたかということにあるわけですが、これは日・満・日と日・満の者は政府の要請、勅諭によつて行つた者だといふことをまあ繰り返して言つておられるわけですが、このことはひとついま繰り返して申し上げたように、事実誤認に基づくといふことをここで確認していただいて、また満・日のケースの者といへども、戦後満州から引き揚げて公務員となつた者は公務員として適格者であり、日・満日とか日・満と何ら選ぶところはないわけですね。公務員としての適格性、あるいは職務の国家的性格等、全く同一であつたわけですから、ここに差異を設けるべき根拠は何もないわけですが。この問題についてはここで要約して申し上げますと、ここ数年にわたつて本委員会でも論議してきたところであるわけですが。政府は、恩給支給上公務員でない期間を公務員に準じて扱つかないかの基準は、いままでのことをまづとめて申し上げますと、その機関が国家机关に準じたものであるかどうかということ、それと政府と人事交流があつたかどうかにあるということ、さういふことを再三議論してきた結果、その結果満鉄の本質は政府機関であることは政府も確認してきたわけですが、従来、また、日本政府は国策として必要な際には命令によつて大量に朝鮮の総督府

官吏——朝鮮の總督府官吏はこれは言うなれば日本官吏であるわけですから、それと人事交流を行なってきたのであるから、この点も解決済みであるかと思われたい。このことについては前から具体的に幾つかの例で申し上げてきたところですが、また政府は、擬制だから嚴格に取り扱わねばならない、こういうことも言ってきたわけですね。満・日、日・満・日、日・満も擬制であることは全く同一であったわけですから。その両者の間には最後の論点であった、満州府の政府の要請に基づく自由意思で行ったか、いま御指摘申し上げた点ですが、こういう点が最終的な論点になってきたわけですから。しかし、このことはいま私は強く御指摘申し上げておるように、事実誤認に基づく判断であって、判断の誤った結論であることを御指摘申し上げてきたわけですから。このことは御了解いただいたものと思われたい。そうだとすると、現行法規内においてこの均衡、不均衡を是正するのは理の当然であって、日・満あるいは日・満・日と満・日との区別をこのまま続けるべき根拠は何もないわけですから。そこでこの前もお伺いしたわけですが、よくわかつた、わかつて不合理である、しかし、予算の關係もあつています。そこで御答弁するわけにはいかぬが、前向き姿勢で緊急にこの問題と取り組んでひとつ解決のめどをつけたとか、そう、そういう前向きの御答弁があるところから理解ができるわけですから。言ってみれば、やっぱり予算を伴いますからいたした予算ではないにしても、予算を伴うという事実については変わりないわけですから。そこで恩給局長から、それならここでそういうふうなことをいいたすという御答弁を期待しておるわけではないのです。いろいろ事情もあるからひとつ前向きの姿勢で早急にその線に沿うて解決すべく最大限の努力をしたい、そういう意味の御答弁があつてしかるべきだと思われたい、この時点では、この点についてさらにお伺いしておきたいと思われたい。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生御指摘のように、満・日の場合におきましても、日本の公務員にな

られた方々が公務員としての適性を持つておられたであらうというところはこれはもう異論のないこととでございます。ただ先生の御指摘になりました件についてわれわれはこれまで日・満・日、満・日、それなりのはやり一つの差の存するところやむを得ずというふうな考え方をもちて処置をしてまいつたわけでありまして、さらに先生の非常に御熱心なる御主張というものをわれわれも十分考えまして、本年度のこの改善を考へるときに、この問題をいかに扱うのが最も至当であらうかということ、これまでも申し上げましたように、今回の措置の中ではこれを改善するところまで踏み切れなかつたわけでございます。したがつて、それらの踏み切れなかつた諸般の理由というものはいろいろこれまで申し上げまして、やはり満州国政府あるいは満鉄というふうな關係の問題は、やはり恩給法的にながめました場合に一つの特例的措置でございます。その特例中のさらに特例となるものとの関連という問題もこれまでそれなりに一つの検討の対象になつてきたわけでございます。その中にいま御指摘の問題点であるところのいわゆる本人の意思もこれがいろいろあった当時の政府なりあるいは満鉄というものの生成の過程という問題の中、いかに考へるべきであらうかというふうな点は、総合される一つの理由として考へられてきたわけでございます。したがつて、こういう点について先生の御指摘のような点もあつたであらうと思われたい、そういう点については私たちが全体的にながめたときに、やはりそういう成立の過程の中、はさような事柄もあり得ることであるし、先ほど先生の特殊な職種についての御指摘がございましたように、そういう場合には、かりにこちらで必要とする人間というのをあえて派遣せざるを得なかつたという事柄もあらうかというふうな、生成の事柄の条件というものを恩給法の中でどう理解していくか、かような点についてはこれまでの検討の私たちの素材であつたわけでございます。しかし、総務長官もお答へ申し上げましたように、恩給

審議会も成立したことでございますので、十分この点についての關係の委員の方の御審議をわづらわしたい、かように考へておるわけでございます。○伊藤藤道君 前回総務長官もお答へになつておりましたけれども、政府は他に及ぼす影響を相当心配しておられると思ふんです。この前は総務長官からはつきりという意図がうかがえたわけですが、同一条件で同様に取り扱うことが正しいものは同様に扱うのがまた至当だと思ふんですね。しかしながら、満鉄等九つの特殊法人が含まれておるわけですが、それと満州国と同一に取り扱うべきものは他には考へられないわけですから。この点は繰り返し例をあげて御指摘申し上げてきたところ、ここで繰り返すことは避けたいと思ふんですが、これらの機關全体としても關係者の数はきわめて少数なんです。問題はしたがつて、關係者が少ないということも経費も僅少で済むということに通ずるわけですから。現在すでに退職した人であつて、この前も申し上げたと思いますが、国家公務員については満州国、九つの特殊法人合せて約千名にすぎないわけですから。この増加経費、年額にしても二百万円にすぎない。こういう、国全体から見ればごくわずかな問題です。しかし、ほんのわずかな人だからといっていいじゃないかというところは成り立たぬと思ふんですね、明確に不均衡であるわけですから。現行法は、そうだとすれば、たとえ相当巨額を要することでも解決しなければならぬわけですから、不均衡を是正するという立場からいへばですね。そういう事情の中で、この場合はごく僅少で済むと申し上げたわけ、僅少だからやるべきだとか、やつてはいかぬとか、そういう根拠にはならぬと思ふ。金額はただ参考に申し上げたわけですね。

業、それから満・日の場合は旧制の中学卒です。したがつて、満・日の人のほうが学歴は少し上で、この場合年齢とか勤続年数、そういうものは一切国鉄で終始したよりも好条件の人をとつておるわけですから、年齢も勤続年数も長い。そういう場合を比較してもなおかつこういふ、以下申し上げるような差が出てくるわけですから。退職金について概数を言つてみると、国鉄で終始した人は四百万以上です。で、満・日の場合は百二十万ばかりです。ごく概数を申し上げますと、年金についても国鉄の人は約六十万に近いわけ、満・日の場合は約十八万ばかりです。現在の給与についても国鉄の人は六万七千、満・日の人は四万四千、これは年齢、学歴ともに、そういう条件が国鉄で終始した人よりも、いま申し上げたようにむしろ上の人で、なおかつこういふ不均衡があるわけですから。これはほかの詳しいものがございましてけれども、時間の關係で数字を一々申し上げかねますが、ちよつと拾つてみても格段の不均衡がいろいろところに見られるわけですから。したがつて、いま局長から御指摘がございましたが、ひとつ前向きの姿勢で早急にこの問題を解決するよう真剣に取り組んでいただきたいと思ふのです。いまお考へがあつたから、繰り返しお尋ねいたしませんか……。

そこで最後にお伺いしたいのは、やはり恩給關係で、抑留者の通算についてさらにお伺いしておきたいと思ふんです。シベリア抑留者の処置について、官吏であるとか軍人、軍属、こういう方々は、内地に陸まで身分は保留されておつたのです。それと、従来の給与、退職手当、恩給は支給されておるわけですね。また、軍人、軍属は二倍の恩給加算がついておると、こういう事実、現在、現行法として行なわれておる、と。それで、政府は、満州国、満鉄等は終戦によつて解消し、その職員は身分を失つたから通算の対象にはならないと言つておられるのですけれども、官吏分限令四条には、官吏は廳官、廳庁の場合においては当然に退職者となると規定されておることは御承知のとおりです。在外官庁とか在外

の軍隊は、終戦によって事実上解消したので、この職員は当然退職者となったはずであるわけですが、しかるに、いま申し上げたように優遇措置が講ぜられたのは、当時の特殊事情から見て妥当な措置といふべきでありますけれども、この措置がどうして役人とか軍人のみに限定されて、外国政府職員とかあるいは政府職員に準ずる特殊法人職員に行なわれないのか。これも片手落ちのそりしが免れないと思うのですが、こういう区別をどうしてつけたのか、理解に苦しむわけです。その点をお答えいただきたいと思う。

○政府委員(矢倉一郎君) 先生の御指摘の抑留された方々の抑留期間の通算の問題でございますが、一般の当時の官吏は御承知のように、いわゆる官吏としての身分はまだ持っておりまして、一般公務員としての扱いを受けておるわけでありまして、本件、御指摘の外国政府職員または外国特殊法人職員の方々は、やはりこういう職員の方々に通算をいたしております関係は、一つの恩給的な特例措置という形で扱っておりますので、そういう特別措置をこういって職員として業務に従事されていなかった抑留期間にまで拡大するということは、結局他の一般抑留者の抑留期間というものは当然一つのはね返りとして出てまいりますし、さような点からこういって恩給的に特別措置として通算を認めた方々ではございますが、抑留期間にまで拡張するということが困難であるという判断のもとに通算を考慮しておらなかったわけでございます。

○伊藤頭道君 在外官庁とか軍隊については、いま申し上げたように、終戦によって事実上解消されてしまったのです。この職員は当然退職者となったはずであるわけですが、これは官吏分限令四條にそれは明確に出ておるわけですね。ところが、外国政府職員とか、従来から繰り返し申し上げてきた特殊法人職員にはこれが行なわれていない。満鉄はなくなつてしまつたからということですが、終戦と同時に、在外官庁も、軍隊ももう解消してしまつたわけですね。その点にはかわりないわけ

です。ただ、いま恩給局長も一般の抑留者の例を出されましてけれども、一般の者が恩給の通算にならぬということも、もう理の当然であつて、満州国とか、満鉄等の特殊性格については、繰り返し申し上げてきたから、一般との区別は明確に立つておるわけですね。したがつて、恩給局長の言われるように、一般抑留者との区別がつけがたいとか、一般の抑留者はそうなるかどうなるかというやうな理論は成り立たぬと思う。一般とは明らかにもう区別されておる。したがつて、在外官庁とか、軍隊についてそういう扱いをしたならば、外国政府職員とか、いわゆる満州国職員、満鉄等の職員については、当然適用があつてしかるべきだ。これは理の当然だと思つておる。一般の抑留者を引き出されて、それとどうするかという関係も出てくる、そういう理論は成り立たぬと思う。その点はいかがですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに外国政府あるいは外国特殊法人職員に、いわゆる日・満・日・満・日あるいは満・日のような関係で、通算を認めておるというところを一つの理由といたします場合に、こういう点について考える考え方を、抑留期間にまで延ばせばという御主張がわからないわけではございませんが、先ほど来申し上げておりますように、やはり外国政府、外国特殊法人職員という、その職員期間は、それなりに特別措置という考え方が、やはり恩給制度の中で明確になつておりますので、そこでそういう特別措置という考え方が、かような抑留期間にまで実は拡張していくということが困難であるという考え方をとつてきたわけでございます。御指摘の在外官庁職員とかあるいは旧軍人とかいうのは、先ほど申しましたとおり、内地に帰るまでは、その身分を保有しているという取り扱いにもなつておりました関係上、そこにおのずから差を考慮するというふうなことまで措置してきたわけでございます。

○伊藤頭道君 なお、こういう事実があるわけですね。朝鮮総督府等の在外官庁あるいは軍隊は、終戦によって実質的には解消したけれども、日本の

法制上は、当時まだ残存していたのであるから、廃官、廃庁とは言わないと、そういう理論も一応成り立つわけですね。しかしながら、満鉄もまた同様の事情にあつたことも事実です。終戦によつてソ連に接収されたけれども、日本の法制上は閉鎖機関令によつて閉鎖機関に指定されて、その活動を停止したわけですね。その後政府は、勅令によつて設立された特殊法人の清算を行なつていないわけですね。そのまゝ現在に及んでおるというのをあわせ考えるならば、全く事情は同一といわなければならぬわけですね。何ら差別はないわけですね。したがつて、役人とか、軍人に対してのみこういう優遇措置を講じて、全く同一条件の役人以外の者には、あるいは軍人以外の者にはそういう措置を講じないという、あえて差別的冷遇をするというのには、あまりにも身がたつてではないか、そういう理論が成り立つてくると思う。これはまさしく誤りをおかしておると思うのです。この点はいかがですか。

○政府委員(矢倉一郎君) 確かに御主張の点は私のほうでもそれなりに通算を考へておるというところからすれば、それなりの問題点があるじやないかという御指摘は私のほうでもわからないわけではございませんが、ただこの通算そのものが本来的に通算と考へるよりは特別措置として考へておりますために、いま申し上げましたやうな抑留期間にまで拡大することは、私たちがいたしましては困難ではなからうかと考へておるわけでございますが、まあこれらの問題についても今後のわれわれの検討の材料にはしてまいりたいと、かように考へておるわけでございます。

○伊藤頭道君 いま私が申し上げておる満州国とか満鉄等の抑留者は、一般民間の抑留者とはその性格が全く違つておるわけですね。その命ぜられた職務が全く軍人、軍風の職務であつて軍務の一部を分担しておつたことは間違いないわけですね。したがつて、抑留した側のソ連側としてはこういう者も当然軍風と見て抑留しておるわけですね。したがつて、少なくとも軍風と同一の扱いをしてしか

るべきだと思つておる。これは私も当時満州におつたからその事情はよくわかつておるわけですね。当時国境の第一線にあつてその当時の邦人を、日本人をよく身の危険をおかして守つたといふのは満州国の官吏とか満鉄等の特殊法人であつたわけですね。当時の軍人は事情詳しいもので、もうそういう在留邦人をほつて置いてまづ先に身の安全のために退却したといふ実情があるわけですね。いまそういうことを指摘する時間がございませんからこれは別として、少なくともそういう身の危険を顧みず第一線にあつて、当時の国境を守つたのは満鉄の社員であり、あるいは満州国の職員であつたわけですね。われわれも身の危険をおかしてそういうことをこの目で確認しておるわけですね。したがつて、そういう方々が少なくも軍風扱いを受けろのは理の当然と言わなければならぬわけですね。そこでこれも前の満・日の通算問題と同様、ここで恩給局長に幾ら御質問を申し上げても、ここでそれではさういふいたしましたやうに御答弁はなかなか出ないと思つておる。恩給局長だけのお考えでは済まされたいわけですが、この問題についても総務長官と十分前向きな姿勢でひとつ御検討いただいて、近い将来にこれをあわせて解決せよといふか、不均衡を是正せよといふか、あるいは、そういう心組みを持つてひとつ十二分な研究を進めていただきたい。さうして長年の懸案をひとつここで解決していただきたいと思つておる。さういふ意味での恩給局長の決意のほどをひとつここで伺つておきたいと思つておる。

○政府委員(矢倉一郎君) 本件につきましても、先生の御熱心なる御主張、また当委員会毎回の取り上げられておられますだけに私たちがこの問題に決して無関心ではございませんで、ただ、いままでの段階で私たちの検討いたしました点からいいますとなかなか困難な問題ではなからうかといふ考へを持つておつたわけでございますが、さらにこの問題についても満・日の場合と同様十分な研究をさしていただきたいと、かように考へます。

○伊藤頭道君 さらにそのことについて政府に要

望と何いをするわけですが、きわめて困難な問題もあるけれど、そういう意味は、おそろく満

日の通算の場合と同様、これは一般の抑留者にも及ぼす影響とすることを相当考へておられると思

州国なり満鉄等が一般と格別違つた特異性のあるものであるということを御認識いただくならば、

第一線にあって軍属もしくは軍属以上の勤務を果たしておつた、そういう現実の事実を確認せら

問題を、総務長官なり恩給局長がこの事実を確認せられることによってこの問題は早期解決ができるし、誤認の事実に基づいておつたのではない

でも解決しない、そういうことは先ほど御指摘申し上げたわけですから、ひよう現実の姿をよく見詰

めていただいて早急に、何も困難な問題ないわけですから、ひとつ早急に解決する方向で一段と努

力していただきたいことをひとつ重ねて御要望申し上げておきたいと思ひます。

○委員長(熊谷太三郎君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。
それでは午前はこの程度とし、午後は一時十分

に再開いたします。
暫時休憩いたします。

午後零時八分休憩
午後一時二十五分開会
○委員長(熊谷太三郎君) 委員会を再開いたしま

す。
防衛施設周辺の整備等に関する法律案を議題といたします。
前回に引き続き、本案の質疑を行ないます。

設庁次長、大浜会計課長、財満施設部長。以上の方々でございませう。

○伊藤顯道君 前回に続いて二、三お伺ひいたしますが、まず各条についてお伺ひしたいと思ひま

第三條について、ここに「地方公共団体その他の者」とあるわけですが、ここで言う「その他の者」とはどういう者を考へておられるのか。この点をまずお伺ひしたい。

○政府委員(小幡久男君) 第三條で「その他の者」と申しておりますのは、自然人、法人それから權利能力なき社団等、すべてを含んでおりまして、また、日本人であると外国人であるとの別は問いません。

○伊藤顯道君 「その他政令で定める行為」とあるわけですが、その「政令」については、政令(案)第一條では、一、二、三、この三つの行為が掲げられておりますが、法文上、この政令は別に制限的には書かれていないので、将来は障害の実態を見て柔軟的に追加されていくものと解されるけれども、そういう受けとめ方ではよろしいかどうか。

○政府委員(小幡久男君) そのお受けとめ方では結構でございます。

○伊藤顯道君 次にお伺ひしたいのは、「必要な工事を行なうときは」とあるわけですが、この「必要な工事」とは一体何をさすのか。前に掲げられた「障害を防止し、又は軽減するため」というところのいわゆる相関関係を厳格に解釈して、補修、改修新設等のみに限るのかどうか。それとも間接的にでも結びついておればよいと解するの

どうかという点、また、この工事を地方公共団体その他の者がみずから行なうときのみ限定されるのかどうか、間接補助も認めるのかどうか、こういう幾つかの問題についてあわせてお答えいただけますか。

○政府委員(小幡久男君) 「必要な工事」と申しますのは、単に物理的な現状回復という工事だけに限定いたしません、機能を回復するために若

千改良させるという工事も含んでおります。その意味におきまして、新設、補修、そういうものは工事の中に入つてまいります。それからこれらの工事が「障害を防止し、又は軽減するため」という目的とどういう関係にあるのか、非常に厳格なものであるか、あるいは直接、間接に關係があらばみな入るのかという御質問がございましたが、われわれとしましては、いわゆる相当、因果關係というものが確認されればその範圍に入るものと考えております。

なお最後に、この補助は工事を行なう者に対してまして、直接に行なうのか、間接に行なうのかという御質問でございましたが、本条では直接に工事を行なう者に補助するたてまつてなっております。

○伊藤顯道君 政令案の第二條の「ただし、障害の発生につき、その原因が」、「自衛隊等の行為のみに歸することができないとき又は当該工事の施行により、当該地方公共団体その他の者を著しく利することとなるときは、防衛施設庁長官の定めるところにより、補助する割合を減するものとす

る」と、こういうふうにあるわけですが、そこでお伺ひしますが、どんな場合がこれに該当することになるのか、ひとつ具体的に御説明いただきたい。

○政府委員(小幡久男君) たとえば自衛隊の車両も通りますし、また、ほかの交通機関も通るといふような道路がございまして、そういう道路が障害を受けるというふうな場合が一つこれに該当しようかと思ひますが、本条で考へておりますのは、そういう場合に、場合によっては自衛隊があまり影響を、それほど七割も八割もその障害の原因になつてないという場合もあろうかと思ひます。そういう場合に自衛隊の、かりには七割、八割は一般の交通機関が原因で道路が障害を受けておるといふような場合に、さればといつてはとてま

いふので、自衛隊のほうで率先してそれを直そうというふうな意図で工事に地元と相談してかか

すが、そういう場合には自衛隊の被害というものはその中で比較的少ないものですから、相当部分はやはり地元一般の交通との見合ひの分はある程度持つてもらわなければならぬだろう、ごく自衛隊のものが大部分でございまして、あとはほとんどその地方の交通機関の障害というものが非常に少ない場合はまた弾力的に措置する場合がありますかと思ひますが、その逆の場合は、なかなか國家財政上も自衛隊の当の行為が及ぼす範圍が狭い範圍であるという場合には、ひとつよく相談をして持ち分をきめて工事を行なうということになろうかと、こういう規定でございませう。

○伊藤顯道君 政令案の第三條で、法第三條第一項第五号の施設は鉄道だけとなつていないわけですが、現在これ以上考へるべきものはないのかどうか、たとえば有線放送施設はどうしてここから除かれておられるのか、法第四條の民生安定施設のほうに回されておるようですが、これはどういうわけか。それから現在の基地の実情から考へて有線放送施設が考へられるとすれば、当然第三條で考へるべき対象ではなからうかと思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(小幡久男君) 有線放送施設につきましては、いろいろわれわれも検討いたしたんでございませうが、大体まあ演習場の周辺で有線放送施設をつくり出す目的となつては、たとえば採草または農耕等に從事しておいでになる農民諸君に對しまして、演習の実施を通報しまして、あるいは危険を未然に防止するにとともに、まあ演習が終

わりましたというふうなことを御連絡申し上げて本来の事業経営に支障のないようにするというのが眼目でございまして、そのことが終われば、あとはその有線放送施設を一般の農民の方が自分たちのデイリー・ワークにお使いになつてもこれはわれわれとしては何も言わぬという立場でござい

ます。したがしまして、やはり三条へもつてくるには全面的に因果關係がすべてカバーをするという性質のものとはちよつとかなりかままして、やはり四條の事業經營というものを妨げないというふ

るな観点から広くいろいろな点を考えていくといつたほうが正しいという判断に立ちまして、当初は三条に入れたという議論も若干ございましたが、いろいろ考えまして、そういう演習上の顧慮から使用する場合には、一般の本来の業務に使用していただいてもいいという部面を重要視しまして、第四条に考えようというふうにいたしました次第でございます。

○伊藤彌道君 政令案の第五条を見ますと、音響の強度、頻度について防衛施設庁長官がこの限度を定めるようになっておるわけです。その限度——基準ですね——をどういうふうに規定しようと考えておられるのかということ、それは現行の行政措置でやっておる基準よりどの程度よくなるのか、それぞれの施設ごとにひとつ御説明願いたい。この二点についてお伺いします。

○政府委員(小幡久男君) 現在やっておりますのは、学校の場合で申し上げますと、木造校舎を鉄筋コンクリートづくりに改築して防音工事を行ないますのは、強度九十五ホン以上ありまして頻度が十回以上の場合、または強度百ホン以上で頻度五回以上の場合でございますが、これをこのたびは強度九十ホン以上または八十五ホン以上の場合にも行なえますように、現在出しておりますところの音響の強度及び頻度に対する工事施設基準というものを改正したいという意向でおります。したがって、相当数の学校がこれの適用を受けまして、木造建築から鉄筋になるという分量がふえてくるだろうというふうに考えます。

なお、施設別にいろいろお話でございますが、病院等につきましては学校に準じまして検討して改善していきたいと考えております。

○伊藤彌道君 この「必要な工事」とあるわけですが、この点についても第一項の際、先ほどお伺いしたわけですが、それと同じように相關関係について説明願いたいと思います。

○政府委員(小幡久男君) これも先ほど申しましたような同じ考えでございます。ここでは必要な工事は音響の防除または軽減ということと相当

因果関係にある範囲というふうに限定して考えてみたいと考えております。

○伊藤彌道君 法第三条第二項の三についてこのことは「前二号の施設に類する施設に施設で政令で定めるもの」とあるわけですが、その「施設に類する」という限定を何ゆえにしたのか、こういう限定はなくてはならないのか、これはどういふわけかというところ、前二号の施設に類するとはどういう意味を持つものかということ、それと、説明のように静ひつを必要とする施設といえは、まあお寺とか教会等も含めるべきではないかと思ふのですが、医療法上の病院、それから一部の診療所、こういうふうな限定して、ベッド数の少ない診療所とか、個人の医院は除かれておるわけですが、これはどういふわけか。これらの四つの問題についてひとつお答えいただきたい。

○政府委員(小幡久男君) 第三条の二項につきましては、これはごらんくださいましておわかりになりますように、一号、二号は学校と病院と、こういうことでございます。趣旨が、なぜこういうものを取り上げて、しかも前二号に類するというふうな規定をしたかと申しますと、何といひましても国民生活の基本である教育のための施設、あるいは病弱者の健康回復のための施設、あるいは国民生活の健康回復のための施設、あるいは、やはりこれは国民の生活といひましても、福祉という中では最優先的に取り上げるべきものでありまして、したがって、その中の静穏といふことは特にこれに何よりも増して最初にやるべきものではないかというふうに考えました結果、第一号で学校、第二号で病院、第三号で「前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの」というふうに規定したわけでございます。

なお、それでは宗教上の施設はどうかという御質問がございました。私たちも宗教上の施設が静穏を要することは異存ございませんけれども、まあ宗教のほうは必ずしも国民すべての福祉に一つの宗教がつかつていっているところまで宗教というものは簡単ではございませんので、いろいろ

ふえん的な関係があるかないかというふうな点に問題がございしますので、とりあえず教育それから病院というものに重点を置いた次第でございます。

なお、診療所につきましては、現在ベッド数六以上のものしか認めないのはどういふわけかというお話でございますが、これはわれわれのほうで調べまして、全国平均の数字が大体ベッド数六程度でございますので、とりあえずベッド数の多いところはそれだけ強度、それが強いだろうという判断で、さしむき六というのを基準といたしまして、それから六以上のものが片づけばさらにそれに今後は問題として検討したいというふうに考える次第でございます。

○伊藤彌道君 各項目について御説明があったわけですが、どうも納得しがたいのは、この医療法上の病院、それから防衛施設庁長官が定める診療所、なお、診療所でも防衛施設庁長官が定めるところ、診療所はほんの一部にならうかと思ふのです。要は、ベッド数の少ない診療所、個人の病院は除かれておるわけですね。個人の病院といえども、ベッド数の少ない診療所といえども、その病院の事情で非常に静ひつを必要とする重症患者がいらないというところは言えない。個人の病院についても全く同じことが言えるわけですね。非常に静ひつを必要とする個人の病院、ベッド数の少ない診療所、これは病院である以上病院は病人が入室しておることはもう当然考えられるわけですね。そうだとすると、その患者の中にはきわめて静ひつを必要とする重症患者が当然あると考えられなければならぬ。いなければ幸いですが、常識として一つの病院には相当重症患者もおるものだとするものが常識になっておる。ところが、ベッド数が少ないから、個人の病院だからという、そういう理由で対象から除かれておる。これはどうも不合理だと思ふ。病院に二通りはないと思うのですが、人道上の立場から言うと、病院にはベッド数が多からうと少なからうと、診療所であらうと個人の病院であらうと差別はないと思うのです。これを特に差別をここでしてはおるわけです。これ

は現行法では現実にはどうなっておるわけですが、さてどういふ点を今後一体どういふふうに考えておるのか。これは当面どうしたということ、将来前向きに改正しようとするのか、こういうことについて、ひとつ防衛施設庁長官のお考えをお聞きしたい。

○国務大臣(松野頼三君) 今回は医療法の規定によりまして病院といふものを一応ベッド数によって規定をいたしました。これは元来医療法における病院の規格といふものは、御承知のごとく、診療所といふもののベッド数は非常に少数である。ある規定以下はこれは診療所、ある規定以上のものは病院という規格の制限がございします。したがって、診療所といふものは長期的に入院患者を置くという方針にあらずして、長期的なものは病院、医療法における病院が長期患者の療養であるというふうな方針から、病院といふものと診療所といふものの規格が今日規定が変わつておるわけでありまふ。したがって、長期的な患者を多数置くというものを主眼にいたしましたものと、今回の病院といふものを主眼としたものを第一義的に考え、それで、全国の平均を見ますと六・幾つという、ベッド数がそうですから、二応その基準を置く。したがって、今回は長期的病人を治療するというものが医療法における病院である。したがって、その病院のほうを今回取り上げた。したがって、短期的であつてももちろん患者によつては静ひつを要するものがあります。しかし、それは趣旨から言へば第二義的なものだ。長期療養といふのは、病院といふのは今日の規格でありますので、病院を取り上げたのだ。それを言へば、ベッド数の六つ以上のもの、病院は実はもつとベッド数が多いわけでありまして、これを採用した。こういふわけですね。もちろん二つでも三つでもふやせば、ベッドがあまりすばるそこには入院患者がいるじゃないか、それは短期的にはおきまふ。しかし、長期的なものは個人の診療所にはいま私はないと、ないと言つて動かすことのできない患者は別です。

るわけですが、どうも、何うところによると、政府側内部では、これがある特定の防衛施設、たとえば特定の飛行場、射撃場というふうに限定しようとする動きがあるやに聞くわけですが、実際はどのようなかという点ですね。政令でこれを限定するのか、条文の書き方から見て、防衛施設を限定する政令は可能なかどうか、こういう点をあわせてお答えいいただきたい。

○政府委員(小幡久男君) 第四条でいいます「防衛施設」ということは、第一条あるいは第二条でございいますか、等に使っております「防衛施設」と同じことばであることはそのとおりでございしますが、これを第四条において限定することが可能かどうかと、また、そういう意思があるかどうか、こういう御質問でございましたが、私も文理解釈上はあるいは可能かと思いましたが、実際問題としてしまして、この防衛施設を特定しまして、それ以外の防衛施設に全然障害がないかどうかとい

うと、将来をどういうことは保証できないという現状と、現実問題がございますので、私のほうとしましては、どこまでもこれは運用によって、障害があればその障害を救済するという原則にいたしまして、防衛施設は政令面では特定しないという方針であり

ます。

○伊藤顯道君 法第四条では、「防衛施設の周辺地域を管轄する市町村」というふうに、市町村に限って、都道府県をここでははずしておるわけですね。この点については衆議院でも論議があつた

と思うのですが、衆議院の段階ではその点が指摘されて、附帯決議もされたようではありますが、やはり法第三条では「地方公共団体」となっているのに、法第四条ではわざわざ「市町村」に限つてゐる。これは、法の完成として、この二つの間に

しいと思うのです。第四条を修正して、管轄する地方公共団体とするのが筋ではなからうかと私も思うわけです。しかしながら、ここで特に「市町村」に限定したのは何か理由があったのかどう

か。その理由について承りたい。

○政府委員（小幡久男君） これにつきましては、

まあ一つの例で申しますと、たとえば地方交付金、自治省がやっておりますね。地方交付金制度をこらなくださいますとも、まあ市町村が対象になつておるわけでございます。この周辺整備の法につきましても、三条は別としまして、これは相当因果関係ありますから別といたしまして、四条のほうは、やはり第一次的には市町村が障害をこうするまあこの直接の当事者ではなからうかというふうに考へて、法律面では市町村にしたのでござい

ますが、お話をよくに、衆議院の附帯決議等もございまして、まあ先生のおことばにもありましたように、府県につきましても相当考慮を払う余地はあるのではなからうかということでございます。この点につきましても、われわれは、まあ都道府県は広域行政もあり、財政力もございまして、法律からは落としておりましたけれども、いろいろな御質問を聞いておりました、もつともな事案がございまして、これはまあ大蔵省と話し合つて、しかるべき処置を、行政措置でやるというふうに、大蔵省の御了解も得ておるのでござい

ます。この点はその線でも慎重に検討していきたいと考えております。

○伊藤道雄 たとえば県道ですね。県道、保健所、この点について従来からの要望から考へて、当然都道府県に対する助成としなければできない面が予想されるわけですね。にもかかわらず、この都道府県をはずしたというの、予算面からの配慮があるのではないですか。この点から考へて都道府県をはずしたのではないか、こう考へられるのですか、その点を。

○政府委員(小幡久男君) 先ほど申しましたように、県は相当広域行政を担当しておりますし、財政的にも市町村に比べて余力を持っております。また、県道というものは大体におきまして三条で相当因果関係を受ければ直す。こういう大きいところで大体解決するのではないかと、いろいろ考へておりますので、四条ではやはり市町村を第一にいたしまして、それに対しても県のほうでどうしても何とかしてほしいということが

ございまして、もつともだというふうにわれわれが考へるものがございます。これは先ほど申しましたように、事案として採扱いたしまして、大蔵省と相談をいたしまして、行政措置で実施していきたい。その辺のところは法体系から見ても当ではないかというふうに判断したわけでございます。

○伊藤道雄 第四条に「必要な措置」とあるんですが、この用語がどうもあいまいな感じがするんですが、この用語がどうもあいまいな感じがするんですが、第三条の「必要な工事」についてもただしたわけですが、「必要な措置」のほうもむしろ意味が広いと思うんですが、生活環境施設とか事業経営安定に寄与する施設を整備するため、この相関関係はこれは一体どうなのか。それと必要な措置を市町村がみずからやるのかどうか、あるいは間接補助を含めるのかどうか、こういう点についてあわせてひとつ御説明いただきたい。

○政府委員(小幡久男君) 第四条の趣旨は、防衛施設の運用によりまして周辺住民にいろいろの障害を与えておられます場合にこれを放置しておきま

すことは、国防上の必要から生じた障害を特定の地元の方だけに負担させるという点で公平を欠くという基本的な精神から発しております。これに對しまして市町村が生活環境の施設とかあるいは事業経営の安定に寄与するような施設の整備によつて、たとえ三条のように相当因果関係がないにしても、何らかの障害の緩和をはからうとする施策をなさる場合に、国はその一部の費用を負担しようという精神が第四条でございます。第三条には「必要な工事」とあるのに、ここでは「必要な措置」といたしたのは、御質問もござい

ました、障害の緩和に資するためいろいろな施策がとれるように書いてあります。ことに、御質問がございました市町村みずからが工事をやる場合におきましても、市町村以外の者が行なう事業について市町村が補助する、そういう場合にも市町村に対して応援ができる、こういう意味も含めまして「必要な工事」と書かずに「必要な措置」と書いてあるわけでございますので、その辺のところ御了解願ひたいと思います。

○伊藤道雄 なる、お伺いいたしますが、従来も防衛庁が新島試験場設置の場合を例にとるとよくわかるように、そういう場合には島民に見返り工事として島の開発工事をやってくるわけですね。今後はこういう見返り工事は法第四条との関係でどう解してよろしいのか、その点についてお伺いしておきます。

○政府委員(財満功君) お尋ねがございました見返り工事と申しますか、条件工事と申しますか、そのようなものにつきましては、従来われわれの経験によりまして、非常に数多く御要求が出されておりました。その中には本法で考へておりましたような、三条に該当するもの、あるいは四条に該当するもの等があらうかと存じます。その三条、四条に該当しないものにつきましては、個々に検討いたしました。それがぜひ必要なのであるということになりますれば、本法外で別途措置を要するものとなるであらうと存じます。

○伊藤道雄 政令案の第八条を見てもわかるように、第四条の施設として道路とかあるいは水道施設、清掃施設あるいは消防施設、いろいろ掲げられておるわけですが、それに補助率が出ておるわけですね。ここに掲げられておる補助率の程度では非常に低くて、市町村がこの残りを負担しなければならぬことになるかと思ひます。そういうことではいろいろな目的は達せられないではないかと、こういう問題が出てくるわけですね。この点はどうですか。

○政府委員(小幡久男君) 第四条は第三条と異なりまして、因果関係が直接的といひますか、相当因果関係がなくとも出さうという広い意味の助成でございますので、第三条よりは若干補助率が下がることはいたしたかと思ひます。しかしながら、低いというお話がございましたけれども、

これでも同種施設に対する国一般の補助率よりはかなり高率と思つております。なお、われわれは、いまおっしゃいましたように、この高率な補助でも地元には、貧乏な市町村には相当迷惑をかけるだらうというところはよくわかります。これにつきましても本法制定の語が出ますと、非常に熱心な県は地元負担の半分は県で出してやろうというよう

なこともいろいろおっしゃいます。われわれを激励してくださつておるような事例もございまして、運用によりまして、どうしても何とかしなければならぬということで、国もこれだけ補助するが、県も補助するといふようなところで、相当数地元負担の軽減の余地が出てくるのではないかと、いろいろに期待もして、われわれ運用にあたりまして県にもいろいろ相談をして、何とか地元負担を本法以外の協議によつて進めたいというふうに考へておるわけでございます。御趣旨は十分われわれも了いたしましたので、そういう努力をいたしたいと思つております。

○伊藤道雄 熱心な県があつて、足りぬならば半分はひとつ県から出さうと、そういう熱心で、しかも余裕のある県は問題ないと思ひますが、あまり熱心でない県もあらうと思ひます。あまり熱心でなく、あまり富裕でもない県もあり得るわけですね。やはり市町村の負担過重にならないよう、ひいては都道府県の負担過重にならないよう、こういう点を国が当然持つてしかなるべきだと思ひますね、筋からいって。こういう点はやはり今後の課題として十分前向きな姿勢で取り組んでいかるべきだと思ひます。事の性質上から当然そういうことは言えると思ひますね。なお、お伺いしますが、この補助の実施にあつては、各省のそれぞれの補助との関係で、予算上の措置はどうなりますか。この点を御説明いたしたい。

○政府委員(小幡久男君) 四条に關します予算は防衛施設庁で一括計上いたしますが、執行にあたりまして、たとえば建設省である限度以上の道路は建設省の所管であるというものがござい

そういうものにつきましては当該省庁に移管をしてやるように調整を済ませております。

○伊藤道雄君 この法第四条の「障害の緩和に資するため」という用語を厳格に解するか、ゆるやかに解するかで四つの意味もだいたい違ってくると思うんですね。従来地元民から基地問題に反感を買っていたのは、防衛施設庁の施策が基地の利害との因果関係のみを重視してきたことによるものだと、防衛施設庁自身も反省していることと聞いておりますが、この因果関係はゆるやかに解すべきであると思うわけですが、私どもの立場としては、そのところは一体どう受けとめたらよろしいのか、この点を御説明いただきたい。

○政府委員(小幡久男君) いまのお話は、そのとおり同感でございます。特に、本条中において、「その障害の緩和に資するため」「資する」ということは入れましたのは、三条と違ひまして、相当因果関係を厳密に解釈しないという精神にいたるものであります。直接に障害の防止または現に役立つものに限らず、障害をやわらげるものに役立つものであれば、われわれはすべて含めたという考えであります。したがって、本法でもこまかな列挙方式にとらずに、「生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設」というふうに広範囲に掲げましております。そういう意味であることを申し上げておきます。

○伊藤道雄君 政令案の第八条に「共同利用公共施設」とあるわけですが、これは一体何をさすのか。「その他防衛施設庁長官が必要と認める施設」等もあるわけですね。これはどんなものが予想されておるのか、こういう点を御説明いただきたい。○政府委員(財満功君) 共同利用施設と申しますのは、従前より基地周辺の地元から御要望がございまして共同学習所あるいは共同集会所、あるいは老人福祉施設等の、社会教育ないし社会福祉的な、いわゆる多目的な施設を私どもは考えたらどうであろうかという意味で、このようなことを一応使ってみようというふうに思っております。ごさいます。なお、「その他防衛施設庁長官が

必要と認める施設」、これは現在のところ、はっきりと何と何というふうにはきまっておるわけではございません。しかし、たとえば防火帯をつくってほしいとか、あるいは図書館の防音工事をやってもらいたい、そういうふうな地元の御希望が散見されたことがございまして、その種のものが出ます場合に、「その他防衛施設庁長官が必要と認める施設」というふうな範疇に入れて扱いたいというところで掲げておるものでございます。

○伊藤道雄君 次に、第五条についてお伺いしますが、これは特定飛行場周辺の移動補償についてであります。この飛行場はジェット機の飛行場のみを考えているのかどうかという点、周辺の一区域とは一体どういう区域なのか、この点について御説明いただきたい。

○政府委員(財満功君) 特定飛行場として考えておりますのは、先生おっしゃいますとおり、ジェットエンジンを主動力とした航空機の配置されております飛行場でございます。それから、一定の区域と申しますのは、航空法で申します転移表面、進入表面の中、その飛行場の周辺の住宅の状況、あるいは土地の利用の状況、あるいは地理地勢等を考えてきめてまいりたいというふうに考えておまして、各飛行場について画一的に幾らというふうな範囲を考えておるわけではございません。ただ、従前やっておりましたところでは、横田の飛行場につきましても、千メートル、着陸帯の先端より千メートルの範囲内というふうなものを以前考えたことはございました。

○伊藤道雄君 横田の場合は千メートルの範囲、あとは別に考えていないということですが、問題があった場合、これが該当するものか該当外か、いろいろうるさい問題が、やかましく問題が出てくると思うんですね、あいまいでは、これはやはり適当な範囲を今後十分慎重に検討して、範囲をあらかじめきめておくことのほうが混乱を防ぐことになりはしないかと、そういうことが当然に考えられると思うのです。将来の課題としてやはり検討すべきだと思ふのです。この第五条三項では

土地の買入れについて規定してあるわけですが、ここではやはり税法上の優遇措置も同時に考えておるべきだと思ふのですが、この点については何も考えていないわけですか。この点を……

○政府委員(財満功君) 税法上の優遇措置の問題についてはございまして、これは防衛施設と周辺との土地を買い入れるというものではございまして、したがって、これが取り扱ひにつきましても関係各省において現在協議中でございますが、なかなか困難な問題を含んでおり、交渉はなかなか難航いたしておりますが、何分の結論に達したというふうなたにたに努力いたしておるところでございます。

○伊藤道雄君 問題は法第五項の周辺区域の指定であると思ふのです。いまお伺いしたところですが、この問題は、政令案の第十条によること、防衛施設庁の告示でやれるようになっておるわけですね。これは告示でやれるのでしょうか。そうだとすると、ちょっと了解したいと思ふのです。ね。進入表面とか、転移表面のそれぞれの投影面と一致する区域とあるのです。これはけっこうだと思ふのですが、その場合、滑走路から千メートルとかあるのは千五百メートルとか、先ほどもお伺いしたように、政令で規定できると思ふのです。前の閣議で決定したのでは、一応現在は千メートルの区域を考えているのでありますけれども、これはもう少し拡大することが必要ではないかと考えられるわけですね。この点については、先ほどもちょっとお伺いしたわけですが、今後はひとつ基本的にこの点を明確にしてしまふべきだと。この法第五項第一項の区域の指定といふことに関連して前の問題とさうお伺いしたわけですが、この点はいかがですか。

○政府委員(小幡久男君) 現在、昨年の閣議で決定いたしました基準は、お話をうかがうように、滑走路から千メートル、これは家の集団移転の範囲でございまして、それから五百メートルが農地でございまして、これが買入れの範囲でございまして、こりいうふうに全国画一にけるものでござい

す、政令で定め得るのでございますけれども、今度は、先ほど財満君からもお答えいたしましたように、飛行場ごとに、その土地の人口の集落状況とか、あるいは地形とかによりまして、非常に滑走路延長上の障害とか危険感が違つておるといふことが実態的に判明しておりますので、個別的に実情に応じた措置を確立していきたいというものが、政令とせず告示に示した理由でございます。

伊藤先生のおっしゃった主張も十分御了解申し上げてわれわれは善処したいというふうに考えております。

○伊藤道雄君 次に、この法第六条資金の融通について、この附則を見ますと、第六条以下の業務が防衛施設庁の所掌とするとは明確にされてないわけですが、一般にわかるようにその所掌を明記したほうがよろしいのではないかと、こりいう問題が出てくると思ふのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(小幡久男君) 法第六条以下の業務は、たゞは資金の融資等は、大蔵省でございまして、あるいは自治省の所掌でございまして、また、普通財産の譲渡、貸付、これは大蔵省の所掌でございまして、それそれ防衛施設庁あるいは防衛施設庁の所掌業務でないものでございまして、防衛施設庁といたしましては、事実上強力にその中を取りもつてあつせん申し上げるという意味で、施設庁がいたすというふうには書かなかつたのであります。実際といたしましては、あつせん等は相当実務的にいたしたいと考えております。

九

それから個人につきましては、農林漁業金融公庫等の政府関係金融機関をはじめといたしまして、民間の各種金融機関からの融資をあっせんいたしたいというふうに考えております。

なお、従来から防音工事の地元負担金につきましては、自治省その他に御連絡を申し上げまして、起債等の資金の融通を得てきたところでございます。

○伊藤道雄君 この規定を見ますと、「努めるものとする」といふ最後のところは何々に「努めるものとする」といふふうになつておるわけですね。これはこの点から見て精神規定であり、訓示規定であるとか考えられないのですが、もっと強く義務規定にはできないものなのか、その点ですね。

○政府委員(小幡久男君) これは先ほど申し上げましたように、内容がそれぞれ他省の所管でございますので、防衛庁、防衛施設庁といたしましては努力しますという事は書けますが、現実にはこれは……。

○伊藤道雄君 これはきめるほうは非常に楽な立場になるわけですね。義務じゃないから、「努めるもの」としておけば、つとめてできなかったという事になれば、それで問題解決ですね。どうもこれは義務規定にしなければあまり意味がないと、私どもとしては考えられるわけですね。精神規定というのは、そこから私どもは認定しておるわけですね。やはりこれも将来の課題として、将来はやはり義務規定として責任のほどを明確にしてしかるべきだと思つております。

次に第八条、関係行政機関の協力について規定しておるわけですが、この規定もこれも精神規定としか解されないわけですね。これはこの規定の内容を見ますと、当然のことが書かれてあるだけであつて、この程度の規定ではどうもあまり必要性がないとしか考えられないわけですが、これは何とかもう少し必要な点を規定するようにできないものなのか。次にテレビ、ラジオの受信料減免措置が、現在とられてゐるようですが、この措置は

八条の規定によると、協力和解するのかがどうか、この点もあわせて御説明いただきたい。

○政府委員(小幡久男君) 第一の御質問の関係行政機関との協力につきましては、ただ条文をつくります際にも、いろいろ折衝いたしました。たとえば「当該関係行政機関の長に對し、意見を述べ」といふのは、やはりやわらかいようですが、関係省にとりましては、相当きつ規定であるといふことで、相当各省の間では問題になつたのを、押し切つたような経緯がありまして、これはやはりわれわれとしましては、この規定を單に精神規定に終わらせずに、基地問題そのものも各省に本質的に関係があるものでございまして、これはいよいよ底なしに各省の協力を得なければならぬものでございまして、協力させるという立場にあるといふふうに考えますので、十分に生かしたいと思つております。

第二のラジオ、テレビにつきましては、これは従来も先生御承知のように、十四基地でございまして、減免をやつておりましたが、本法で取り上げるといふことにつきましては、議論がございまして、特別幹事会でいろいろ検討いたしました結果、これは放送法の関係で別法律体系の中で日本放送協会が定めた免除基準に基づいてやるという事になつておりますので、そのほうでひとつやつていこうというふうに仕分けをいたしまして、本法には関係なく処置いたしましたような次第でございします。

○伊藤道雄君 次に第九条についてお伺いします。政令第十三条に定められておる内容を見ますと、船舶運航事業、内航運送業の関係は、特損法の場合と同じか違ふのか、この問題を見ますとお伺いしたいんです。それと総トン数が四十トン未満という制限は、どうもきびし過ぎるのではないかと考へが持たれるわけですが、この点はどうなのか。一体それとこの政令も特損法の政令と同じなのか違ふのか、この三つの問題について御説明いただきたい。

○政府委員(小幡久男君) この政令は、特損法と

四十トンというのは同じでございします。ただ四十トンでいいか悪いかという問題につきましては、現在運輸省のほうでも四十トンでは少し低いのではないかと意見がございします。運輸省に照会いたしまして、現在運輸省の資料整理を待つておる段階でございまして、まだ政令が出ますまで若干期間がございします。それまでに四十トンと五十トン、六十トンあるいは七十トンといふふうな訂正の必要がありという判断が主官省で出ましたならば、そういうふうな書きかえたいというふうに考えております。

○伊藤道雄君 次に伺いたいのは、政令案の第十四条第一項のただし書きについてお伺いして、「ただし、当該農業又は漁業が飛行場又は演習場の周辺で防衛施設庁長官の定める区域内において行なわれる場合に限る。」というふうに、この制限が何ゆゑ必要であるかといふこと、それと損失の補償である以上、損失をこうむつてゐる実態があれば、当然補償すべきではないか。こういう問題が起きてくると思つてゐる。この問題を一体どう解釈するのか。次にやはりこういう観点から、この制限はなくすべきではないかと結論的に言えると思つてゐる。なお、この長官の定める区域とはいかなるものかを考へてゐるのかといふこと。そこらの問題についてあわせてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(小幡久男君) 十四条の一項は、航空機の離陸とか着陸等のひんぱんな実施に伴つて起る問題でございまして、これは範圍というものが限定され得る性質のものでございします。われわれのほうとしましては、元來この九条は適法行為としての補償するといふたてでございします。無制限にやるということとは、こういう性質の航空機の離陸とか着陸といふことにつきましては、無制限といふことはできないという判断に立ちまして、大体私どもの考へでは、たとえば高度三十三メートルを飛んでいる間はその区間とか、ホンに

しまして百ホン以上、騒音と高度と両方から見まして、ある限度以上といひますか、社会的な許容限度をこえると思はれる範圍に限定して、騒音とか危険とかいふ感じからくるものに限りまして、そういう範圍の限定が必要である。これは無制限にはなし得ないものであります。また、限定が必要なのは、先ほどおつた個々の指定につきましては、これは二、三につきましては、こういうものにつきましては個々の問題につきまして処理しますが、騒音とか危険につきましては、やはり範圍を限定するのが妥当であるといふふうに考へたわけでありまして。

○伊藤道雄君 政令案の第十四、十五、十六、この全部を通じて特損法と政令との間にそこが出ると思ふのです。この点はそこを生じておると考へておられるのか、いや、そういうことではないか、この点を明らかにしたいと思ひます。

○政府委員(小幡久男君) 實質論からいいますと、在來の特損法と第九条とはほとんど変わりありません。しかしながら、形式論から見ますと、特損法におきましては、事の結果のほうは法律のほうに出しております。今度の九条ではむしろ原因となりまして自衛隊等の特別の行為といふほうが表に出ております。それだけの差異がございします。これを一本にしたらという意見もあつたのでございしますが、そういう法律技術的な観点からして、すでににも歴史的な存在になつておりました。形は少し今日から見ますと悪うございしますが、前の特損法はそれなりに國民が期待しておりました。前条文になつておりますので、それを否定して新しく九条に規定をするといふことは妥協を欠くといふような判断から、實質的には変わりございせんが、今日あのような法律をつくれればどういふ法律が妥当だといふような法文を自衛隊のほうに書いたといふことではございまして、法律を政令と両方、総合的に読んでいただければ変わりがなといふふうに考へております。

○伊藤顯道君 次に、第十一条以下の問題について一括お伺いします。

第三章の損失補償は行政不服審査法の適用外としておるわけですね。そして本条以下の救済制度を設けたのはどういふわけなのか。やはり行政不服審査法の適用外としておるわけですね。そうして以下救済規定を設けている。これはどういふわけですか。

○政府委員(小幡久男君) この争訟は金銭給付の問題でございます。行政不服審査法によりまして行政庁の処分を取り消すというだけでは、訴訟経済上適当ではございません。したがって、困窮を被告として増額要求のできるように当事者訴訟として取り扱うという方針で適用除外にしたのでございます。

○伊藤顯道君 時間の関係もございしますから、あと一点だけお伺いして、本日のところは私の質問は終えておきたいと思いますが、現在も政府部内で折衝中というふうに聞いておりますが、いままでお伺いしてきた政令案が確定して施行されるのは、もちろん言うまでもなく、本法案が成立しなければ意味のないことであつて、当然に成立するという前提が必要なのではないかと。この法案が成立したとしても、今度は政令がきまらなければ動き出さないという関係にあるわけですね。そこで、この前非公式にお伺いしたところでは、大体、大蔵省との折衝も九〇％くらい進んでおるといふことですが、その後だいたい進んでいますから、その間にもう一〇〇％に進んでおるのかどうか、そういう経緯についてこの際お伺いしておきたいと思ふのです。

○政府委員(財満功君) 関係省庁との政令に関する打ち合わせの中で、最後まで残っておりますのは補助率の問題でございます。そこで、その中で特に一つだけきわ立って残りましたのが本法第四条の農業施設に関する補助率、これを四分の三以下でございしますが、四分の三というふうなところにきめたいという考え方と、それから三分の二以下ということにしたいという考え方と、この点に

つきましてまだ最終的な結論に達しておらないという点がきわ立った点でございます。あとはおおむね両方の意旨めは終わりに近づいております。近く結論に達するものと考えております。

○伊藤顯道君 大体経緯はわかりましたが、いままで政令案として私がこの場でお伺いしてきたその内容には大きな変化はありませんかどういふこと。案だから変わらざるわけですが、私がお伺いした政令案についてはそのとおりでよろしいのかどうか、いまの時点ではその後変化があつたかどうか、その辺をこの際あわせてお聞きしておきます。

○政府委員(財満功君) ほとんど変わりはないと思いますが、先ほど申し上げましたように、補助率のごく一部につきましてなお多少残つておる、もうほんの少し残つておるといふだけでございします。

○委員(熊谷太三郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起して。
○北村暢君 私伊藤委員が逐条にわたりまして、しかし政令案等につきましても詳細に質問されましたので、

〔委員長退席、理事柴田榮君着席〕
各条文についてのこまかい点については私はあまり触れないことにいたしますが、ただ第五条の特定飛行場周辺の移転の補償等の問題について、「当該飛行場の周辺の一定の区域を、政令で定めるところにより、指定することができる。」というふうな防衛施設庁長官が指定することができるというふうになっておりますが、先ほど説明されたこととで大体は了解されるのでありますけれども、従来のこの種の行政措置による取り扱いと、この法律施行によりましてどういふふうに変わるのかという点などでありまして、特に航空法の第二条第七項並びに第九項の規定によつて、政令というものはこの航空法の規定を適用する、こういうことの考え方があつたようにございしますが、これと従来の行政処置でやつておるものとの関係ですね、こ

れをちよつと説明していただきたい。どつちが有利なのか。

○政府委員(財満功君) 先生ただいま御指摘いただきましたように、航空法に規定します「進入表面」及び「転移表面」のそれぞれの投影面と一致する区域内の区域、こういふふうなこの法律はうたつておるわけでございます。この一致する区域内の区域に關しましては、従来行政措置でやつておりました場合に、建物の移転はいたしません、それからそのあたりに買収いたします、というふうになつておりました。ところで農地はどうなるかと申しましては、さらに一致する区域内の区域、その一部分については農地を買収することができるといふふうになつたところであつた点が従来とやや異なつたところであつたかと存じます。ただ先ほど申し上げましたように、横田、厚木につきましましては、昨年の七月三十日、基地問題関係懇談会の決定がございまして、この二つの飛行場につきましましては、そのような農地の買収もできることになつておつたわけでございます。その他の飛行場についてはそれがなされていなかった次第でございます。全体を通じて申しまして、農地の買入れができるようになったという点が、本法第五条におきます一つの進歩であらうかと存じます。

○北村暢君 それで、従来の防衛施設庁の行政処置でやつたものと比較すれば、農地を買ひ上げるということがこの法律によつて前進した、こういうまあ答弁のようですが、この航空法の第二条の第七項なり第九項の規定そのまゝを適用されて、建物の移転なり土地の買ひ上げなりというものが行なわれておるのと比較をして、自衛隊の施設、防衛施設との比較ですね、これはどちらに差があるという点ではなして、取り扱ひ上はどういふふうになつておるのですか。そのお伺ひしたいのは、いままでの行政措置では農地を買ひ上げることができなかったが、買ひ上げになつたといふことを言われるわけですが、それは一般の航空法による飛行場の損害の賠償なり移転の補償なりというもの

との取り扱ひ上において差があるのか、ないのか、この点どういふふうな運輸省の航空局でやつておるのですか、その差をひとつお伺ひしたいと思ふいます。

○政府委員(財満功君) 私先ほど申し上げました航空法の二条によりまして一定の区域と申しますのは、具体的に申しますと、飛行場の着陸帯の先端から三千メートルの範囲をうたつておるわけでございます。その三千メートルの中の一定の区域、先ほど申し上げましたように、着陸帯の先端から計算した千メートルの範囲内において政令でもって告示する。その千メートルの中で、たとえば申しますと、五百メートルの範囲内の農地は買ひ入れるようにいたします。それから建物につきましましては、その千メートル以内のものは買ひ入れることができるようにする、こういう意味で申し上げたわけでございます。一般の従来の行政措置から申しますと、その農地の買ひ入れ部分が従来のなかつた。ただし厚木、横田につきましては、特に閣議決定をして、行政措置として、この二つの飛行場についてはできるようにした、そういうふうな申し上げた次第でございます。したがつて、ある部分につきましては、従来の行政措置より進んだものもあるわけでございます。厚木、横田に關しましては、従来の行政措置と同じようなものを、この法律の第五条で実施することになるというふうな定めるところが、私の御説明申し上げた趣旨でございます。

〔理事柴田榮君退席、委員長着席〕
○北村暢君 その点はあなたの説明はわかるのですよ。わかるのですが、航空法第二条第七項と第九項は、先端から三千メートルの範囲、こういふふうな言われておるのだが、この三千メートルの範囲で、航空法ではどういふ処置、運輸省では実際にどういふふうなやつておるのか。運輸省の航空局でやつておる行政措置と、防衛施設庁でやつておる措置との差を聞いておるわけですね。三千メートルの範囲内、それは前後でしよ、末端から前後三千メートルの範囲についての規定があるわ

けです。その三千メートルの範囲内で、航空法ではどういふ補償なりなんなりをやっているか、こういうことを聞いておきたい。

○政府委員(小幡久男君) 私どもの承知しておりますのは、運輸省のほうには飛行機の安全を主にして考えておいて、一定の限度以上の建物を建ててはいかぬとか、高さという制限はございますけれども、地上の危険感とか、騒音に対しまして法制的にどういふ制限を設けておられるのか、これは聞いておきたい。

○北村暢君 たゞ、新しい東京国際空港を建設する場合に、飛行場の周辺を幾らか買収しなければならぬでしょう。その場合に、三千メートルの範囲内で航空安全のための規制が何かあるのと、その場合に防衛施設で言っている、いまの千メートルの範囲の中で指定したものの、農地を買収する場合、あるいは建物を買収する場合、この三千メートルの範囲内で千メートル範囲、こういうことでいってやってきていたわけでしょう。それを一般の航空港をつくらなければならない、防衛施設と同じように、ジェット機が飛ぶわけですから、軍用機であろうと民間機であろうと同じわけでしょう。したがって、その均衡を聞いておきたい。自衛隊だから特によい買収しなればならない理由はないと思うのです。同じ飛行機が飛ぶ場合にも、頻度等において、あれは航空港をつくる場合にもある程度やはり買収しなければならぬわけですね、その場所がそういう場所であれば、そういう面との比較はどうなっているかというのを聞いておきたいのですが、わからないならわからないでいいのです。

○政府委員(小幡久男君) 完全な答えになるかどうか、私もあれでございすが、運輸省のほうには、いまおっしゃった転移表面とか進入表面とか、飛行機が飛ぶために安全な措置は講じておりますが、下界のことは、下界の住んでおる人本位の施策は、直接飛行のための安全には関係ないもので、一定の高度制限を守れば、そのための法制的措置は私はないものと見ております。で、防衛庁あ

るいは自衛隊、米軍だけは、今度こういうふうにするの措置も、一千メートルあるいは五百メートルというふうな措置はいたしたものは、一般民衆との関係は十分協議されまして、そのときにやはり自衛隊の飛行機というものは戦闘機が主でございまして、編隊飛行で次から次へ飛び立つ、着陸する、演習のときは相当濃密にやったりするものですが、一般旅客機のように比較的上空でございまして、一般旅客機というふうなものと比べると、着陸する、離陸する、上昇する、下降する、このあたりは、まあ自衛隊の、米軍の軍事的な飛行場だけは下界についていろいろ措置をとらうというところ、特別に運輸省が入りまして、納得してもらっていろいろ措置になったわけではござい

す。一般の民衆のほうはこゝまでは同一な措置はとっていないというふうに考えております。○北村暢君 まあこの点は大臣にお伺いしておきますが、これは空港をつくる場合に、ジェット機である場合は、あるいは戦闘機、編隊で飛ぶとか、なにかという場合はあるかもしれませんが、これは相当な頻度なんですね。そういう比較から見ると、結局あれですか、特殊性というものはどこにあるか、まあ射撃でも爆撃の演習でもやるといふことならわからないこともないが、ただ空港——軍用空港で飛び立つだけの施設であるとすれば、どういふふうな利用されているか、私はあんまりつまづかれないで済みますが、あまり民間と変わらぬような気がするのですが、それで特にこの防衛施設周辺なるがゆえに、皆さんの努力によって特別の恩恵的に補償なりなんなりが

出されておられるのかどうか、そこ辺が実は聞きたかったわけなんです。どうなんでしょう。いま説明のあったように、民間の空港と、民間というか、一般の空港と比較して特別な、やはり補償なりなんなりというものが、特別な理由によってなされておると、こう理解していいわけですね。○政府委員(小幡久男君) 先ほど申しましたように、軍用機は編隊であるとか、あるいはスクランブ

ルといまして急に飛び上がった、また離着陸ということ訓練だけでやったりするわけではございまして。そういう飛行形態が非常に訓練の段階によって一般の民衆と違った動きをするので、その点運輸省にも御了解願って、まあ一歩先にこの施策が行ったわけではございまして、また一歩先

生のおっしゃるに、民衆につきましても、最近非常に発着陸が多くなっております。この点は、私も一般公害といまして相当の議論が出ておることは知っております。それはいまひとつ次に一般公害として政府全体あるいは日本全体として考えなければならぬ問題だろうというふうに考えておりましたが、これは決して軽視するものではござい

ませんが、とりあえず私のほうは腹はかえられず先に申し上げたい、こういうことでございまして。○北村暢君 そうしますと、既設の特定の飛行場周辺の移転の補償、これも農地等買上げというふうなことになる、これはたいへんな予算がやばい、折衝はもうできているのですか。そういう面は、九億五千万円の予算を、これは先ほど先生お尋ねがございましたように、行政措置でやるときでございまして、それから四十一年度におきましては、十四億でございまして、なお、これら特定飛行場を定めてまいりまして、集団移転を実施いたしますにつれて、この予算がさらに増高していくというところについては、関係省庁との間に方向についての話は終わっておるわけではござい

ますが、ただ全体的に何百億かかるかというふうな具体的な計算はまだいたしておりません。○北村暢君 そうしますと、大体相当程度予算的に確保しなければならぬというところは事実のようですね。しかもそれはほとんどジェットの飛行場ですから、大体ジェットにかわりつつあるわけですから、大体の飛行場が該当すると、こういうことになると思うのですが、そこ辺のところは、法律通ってからのこれからの計画でやられるので、次にお伺いしたいのは、予算

の關係ですけれども、ひとつ伊藤委員の触れなかつた問題でお伺いしておきたいのは、予算書にありますが相互防衛援助協定交付金の件であります。これは基地交付金と言っているものだろうと思うのですが、大体米軍の基地の、国有財産としての評価からいけば、一体どのくらいあるのか。そしてその相互防衛援助協定交付金の算出の根拠は一体どういふふうなやつておられるのか。これをひとつお伺いいたします。

○政府委員(小幡久男君) 先生のお説みになりました相互防衛援助協定交付金といふのは、軍事顧問の費用です。○北村暢君 基地交付金というのがありますね。○政府委員(小幡久男君) これは自治省でござい

るようなものというのがあるのですか、ないので

○政府委員(財満功君) 先ほど先生おっしゃいましたように、いわゆる一般の国有財産につきましては自治省の所管に属しまして、四十一年度十五億のいわゆる基地交付金がございます。それからドル資産、つまり米軍の施設区域の中で米軍が自分の金でつくりましたものにつきましては、それに見合います交付金は現在までのところございませ

○北村暢君 特に神奈川県等は、横浜、横須賀等の非常に価値の高いところが米軍の基地として使

○政府委員(小幡久男君) 基地の中には、先生御存じのように、国有財産というものとそれから先ほどのドル財産と両方あります。国有財産につきましては、これは従来どおり、国有財産の評価額と見合せてその市町村の財政状況を勘案しまして地方交付金を出すということが法律で定まっておりますので、基地内における国有財産につきましてはこれは自治省のほうのはっきりしております。もちろんわいわいいろいろな協議や相談に

自治体からすれば非常にたいへんなことなんです

ね。私はその点について、いま、ドル資産についての問題については御答弁いただきましたから、一応検討中ということで理解をしておりますけれども、ドル財産以外の基地そのものについて地元の市町村に対する、自治体に対する交付金というものは、やはり国有財産と同じような評価がなされてそれと同じような交付金というものが考えられていいんじゃないかと思っておりますが、それが米軍の——これは防衛協定によるのでしょから、無償でやるという場合には、国がやはり自治体に交付金として出すかどうかということですが、ね。そこら辺のことは防衛協定等の関係からいってどちらが負担するようになるか、これは非常にあいまいになっているんじゃないかというふうに思うのです。そこら辺の説明、私の質問の趣旨、御理解できたらひとつ御答弁いただきたい。

○政府委員(小幡久男君) 基地の中には、先生御存じのように、国有財産というものとそれから先ほどのドル財産と両方あります。国有財産につきましては、これは従来どおり、国有財産の評価額と見合せてその市町村の財政状況を勘案しまして地方交付金を出すということが法律で定まっておりますので、基地内における国有財産につきましてはこれは自治省のほうのはっきりしております。もちろんわいわいいろいろな協議や相談に

には入りませんけれども、市町村からいろいろな

○北村暢君 その対策のほうはわかるのですけれどもね。基地の、駐留軍の、民有地があるわけでしょう。これは民有地ですから、民有地に対しては地代を払うことは当然やっているのだらうと思

○政府委員(鈴木昇君) ただいまお尋ねの基地交付金について、所掌は自治省でございますが、知る限りにおいてお答え申し上げます。基地交付金は、昭和三十一年度としまして、三月三十一日現在の国有財産台帳価額の総額に対して当該地域の行政区画内にある国有財産の価格に對比いたしまして、当面の基地交付金の総額を案分いたしまして配分するという制度でございます。先ほど御指摘がございましたように、基地の中でも民有地で貸貸借契約等をしておるものは当然除かれるわけでございますけれども、大体趣旨をいたしましては、当該市町村がその基地の中に所在して

つきましては、若干の足切りと申しますか、調整

○北村暢君 いまの説明で概略わかりましたが、そこでお伺いしたいのは、基地交付金が自衛隊の場合にも弾薬庫その他で一部地元へ交付される、こういうことよろうでございますが、第三条の二項のところで、学校その他の防音施設はするの

○北村暢君 いまの説明で概略わかりましたが、そこでお伺いしたいのは、基地交付金が自衛隊の場合にも弾薬庫その他で一部地元へ交付される、こういうことよろうでございますが、第三条の二項のところで、学校その他の防音施設はするの

ま言うところの維持まではとも見れない。しかし、市町村は、非常に貧困な市町村であれば、維持管理がなかなかたいへんだと思うので、そういう面を基地交付金というふうなもので見るといふ方法はできないものでしょうか。そういう点はどのようにいままでも行政措置でやられているのか、措置は考えられても、全然実施されていなかったのか、基地交付金というふうなものでないか、この点ひとつ御答弁願いたいと思います。

○政府委員(財満功君) 私どもが騒音防止対策工事として補助いたしておりますのは、本体工事、それから室内の防音工事でございます。したがって、いわゆる冷暖房施設の維持費補助はいたしておりません。

次に、そのようなものに対して防音工事をいたしましたために、これに相率連いたしまして維持費が増大する。たとえば電気が高くなる、あるいはその他の問題もございまして、私どもとしては、原則としてこれは施設の管理者が負担していただく。したがって、従来これは基地交付金等によってまかなわれた部分も多いかと存じております。ただ、そのようなことのために一般財源が非常に圧迫を受けるというふうなことが起きます。自治省としても何らかの手を打たなければならぬということで、私どものほうから、そのような事態がだんだん積み重なってまいっておりますので、自治省のほうに御連絡を申し上げ、その財源措置について相協力して検討をするということになっておるのが現状でございます。

○北村暢君 その財源措置を自治省に譲じてもらいたいというのはいくつかの方法でやられるのですか。基地交付金というよりな形でやられるのですか。どうですかということをお伺いしておるのです。

○政府委員(財満功君) 確定的にどのような方法でやるかということはまだ自治省から伺っておりますが、考えられますところ、いわゆる地方交付

税の増額要求と申しますか、そういうものが第一次的な方法になるであろうというふうには考えられております。

○北村暢君 次に、これも施設運営等の関連の諸費、関連諸費ということで第三条の障害防止工事の助成が行なわれておるわけですが、これは予算の編成、並びに予算の流し方ですね、これは従来と変わらないわけですか。

○政府委員(財満功君) 従来と同じようにやっております。

○北村暢君 そうしますと、たとえば農業用施設なり、林業用施設、漁業用施設、これらの障害防止の工事というものは、その地域における防衛施設の周辺の工事は、助成なり補助なりというものが行なわれますが、それが、たとえば農業排水なり、農業用水なりというものを考えた場合に、施設周辺だけでとまってしまうのでは、その工事の目的というものが達せられない。周辺以外の外の下流まで工事をやらねばならないと意味がないという場合は出てくるのではないかと申すので、そういう場合に、一体この予算の組み方、編成のしかたというのはいくつになるのでしょうか。防衛施設庁で考える区域と、それと統一して農業施設というものが農林省所管でもって行なわれるという場合、こういうことが私は現実には出てくるだろうと思ふのです。たとえば、またその工事をやってくる者が相当下流のほうでポンプアップをするとか、そういうものが関連して出てくるのだらうと思ふのです。そういう場合は、私は防衛施設庁で設計をし、予算を組むというよりは、逆に農林省が一貫して農業施設として設計をし、予算を組んだほうがいい場合も出てくるのではないかと、建設省関係の道路関係の予算と、この周辺をのけて通るといって、新たにつけるとかなんとかいった場合も出てくるのでしようし、そういう場合に、予算編成する権限の問題と——よくあの予算編成を見ると、農林省なり建設省なりの予算を見ると、防衛庁の分と、こういうふうなこ

とが出ておられますね、予算書なんかです。私にはあんなのを見まして、予算の編成する査定なりなんなりの場合、どっちがやっただいのかというところをたまたま疑問に思ふのですが、そういうふうなところについての従来のやり方というのはどういふふうになっているのですか。

○政府委員(財満功君) いろいろな問題があるのですが、それを先生の御質問は含んでおるわけでありまして、いわゆる防衛施設周辺におきまして、自衛隊等の行為あるいは防衛施設の運用によりまして障害を及ぼしております場合、どこまで一般行政との関連を調整していくかということでございまして、例を農林省にとりましますならば、予算要求をいたします。事前に協議してその所管の分界点をきめてまいっております。それから具体的なことまで申し上げますと、予算の説明それから復活の要求等すべて両省庁で一緒にこれを行なうたものでございまして。そこで一応の基準といたしまして、助成の対象となる工事または措置が、農業、林業あるいは水産業に影響を及ぼすと思われる場合には、私がいま申し上げましたような従前の例にならぬように、両省庁間で協議することに相なっております。一つのものさしといたしましては、高度の技術を要する工事または措置につきましては、農林省で当該助成措置をやっていたら、先ほど先生おっしゃいましたように、ものによっては向こうに設計施工もさしたほうがいいではないかというものも確かにあるわけでございます。したがって、その種のものにつきましては、防衛庁は所要の予算を農林省に移しかえて向こうに実施していただく。そのための規定は予算総則に移用の規定を設けてあるわけでございますが、その他建設省につきましてもこれに準じてやっております。

○北村暢君 そうしますと、予算の関係からいくと、設計その他農林省なり建設省に予算を移して実施するといふ場合を考えますと、防衛施設庁の陣容というものがどういふふうな能力があるのか、わかりませんが、防衛施設庁の出先その他

の権限、それからまた工事能力というものは、工事の主体というものはほとんど防衛施設庁ではやらない、県もしくは——おそらく県か自治体がある。実際の工事の主体はそうなると思うのでありますけれども、そういうことで、それを査定する能力なりなんなりというものは現在の施設庁で、これは農業関係の技術、農業土木関係の技術あるいは建設省関係の道路、河川その他の技術者、こういう能力を防衛施設庁というものは持っているのか持っていないのか、すべて各省と協議をしてやらなければならない、ある程度のものでございまして。この従来の状況というものは、どの程度のことか施設庁で処理できるのですか。

○政府委員(財満功君) 先ほど申し上げましたように、特に高度の技術を要するものについては、例として申し上げましたのは農林省でございまして、御相談申し上げるということでございます。私どもも普通程度以上の技術者はかなり豊富にかかえておりますので、相当程度のことには従来もやってまいりました。また将来もやれると思っております。ただ、農林省の技術の方々との交流と申しますか、そういうものもございまして、また、こういう予算を移しかえて農林省に実施していただくということに関連いたしまして、特に農林省のほうに窓口を設けて、その窓口で属する方々に毎日のようにおたずねいただいております。十分に協議してやるといふ点はほとんど円滑にこのような工事が実施されるものというふうには確信いたしておるものでございます。

○北村暢君 大体その点はわかりましたが、補助率の点については、農業施設あるいは障害防止工事の助成等の道路、河川、水道、下水道等、これは補助率については、従来特設法等では相当有利になっていないかと思ふのです。そういうふうな点で、農林省なり建設省なりとの関連をしていく工事が一貫工事でやったほうがいい、補助率において防衛施設庁の担当のところまでは補助率が有利である、そういうことが起こり得る

の権限、それからまた工事能力というものは、工事の主体というものはほとんど防衛施設庁ではやらない、県もしくは——おそらく県か自治体がある。実際の工事の主体はそうなると思うのでありますけれども、そういうことで、それを査定する能力なりなんなりというものは現在の施設庁で、これは農業関係の技術、農業土木関係の技術あるいは建設省関係の道路、河川その他の技術者、こういう能力を防衛施設庁というものは持っているのか持っていないのか、すべて各省と協議をしてやらなければならない、ある程度のものでございまして。この従来の状況というものは、どの程度のことか施設庁で処理できるのですか。

のではないかと、思ふのです。補助率の点については均衡はどういうふうになっているのか。従来の農業用施設なりというものの補助率なり、河川、水道、下水道、こういうものについての均衡はどういうふうになっているのですか。

○政府委員(財功功) 防衛施設周辺におきまして、先ほど申し上げました自衛隊等の行為あるいは防衛施設の運用によって障害を及ぼす範囲に関する限り、従来、補助率の同じものもございました。たとえて申し上げますと、道路のごときものにつきましては、私どもが従来行政措置でやってきたものと、今度の政令の中できめようとしているものとはほとんど同じであつたと思ひます。ただその場合に、いわゆる本法によつて行ないます道路の工事とそれから一般行政で行ないます道路の工事との間に補助率が少し違つてくるという点は今後とも存在すると思ひます。その点につきましては、確かに一般行政官庁におきましては、自分のところの補助率が低いので、そういうふうな高い補助率を出されてはちよつと均衡上困るという声もあるやに伺つております。しかし、趣旨をいたしまして、周辺に与へました障害の防止、軽減あるいは障害の緩和に資するということを私どもねらいをいたしてありますので、その点は一応関係官庁の御理解を得て、私どもとしてはバランスを失するということの意味はさらさらないにしても、障害を防止、軽減するといふ特殊な目的があるのであるから御了解いただくといふふうなことで折衝してありますし、大体、それでおさまつてゐるというふうに考へております。

○北村暢君 それでは、大体有利なものもあるといふことで理解をいたしておきます。

それから次に伺ひたいのは、この法律は、防衛施設周辺の整備といふことでできてゐる防衛施設の補償なり障害防止なりをやるわけで、今後、拡大するものについてどうこうということでは、もちろんないわけですね。

そこで、これは、直接、この法案とは関係ないのでありますけれども、若干伺ひたいとしてお

きたいのは、三次防全体の問題については、これはきよりの関係ではございませんから、私、お伺ひたいませんが、ごく具体的問題で——問題が若干具体的に新聞等で出てゐるようございまして、その点についてお伺ひたいと思ひます。

その一つは、沿岸防備の艦艇その他の強化が行なわれるということで、掃海艇あるいはこれに類する対潜水艦の装備を強化するといふことが出てゐるようございします。それについて、いたゞきました資料を見ますと、自衛隊の施設一覧という中に、海上自衛隊の施設というものが載つておらないように思ひますけれども、これは駐留軍提供の施設一覧の中には港務施設というのがあるようございしますが、これはどういふふうになつてゐるのでしょうか、一体、港務施設というのについていたゞいた自衛隊のほうの資料には、港務施設というのはいないよう思ひますけれども、港務施設といふのは、それとも米軍と共用したいになつてゐるのですか、どうなんですか。きょう配付になりました資料です、これは。

○政府委員(鈴木昇君) この自衛隊施設一覧の件数、面積の中には、陸・海・空を一括掲上してございします。それを海について申し上げますと、キャンプ五百件のうちの百三十一件、射撃場は三飛行場は十一、国設宿舎百四十四、合計二百八十九というのが海上自衛隊の施設の数でございます。

○北村暢君 それでは、この自衛隊施設一覧の陸・海・空、分けたものを示していただけますか。

○政府委員(鈴木昇君) 承知いたしました。

○北村暢君 それは後ほど出していただくことにいたしまして、この海上自衛隊の三次防全体のこととは抜きにいたしますが、今後、現在の港務施設といふものを拡充する、新たに設けると言ひましたね、そういう計画はありになるのか、どうなんですか。

僻地に陸上自衛隊の駐とん地を置いてくれ、また大阪の港務においては、大阪に——近畿地方に非常な艦船、船舶の出入が多いにかかわらず、何ら海上自衛隊の施設がない、これも近畿地方からの要望でございます。そういうものが諸所にありますので、特に私のほうから積極的に防衛上必要であると同時に、地元民が誘致運動を行なれてゐるところには、なるべく両方で合意点に達すれば増設をしたいという趣旨は持つておりますけれども、大きな演習場とか、大きなものはいま考へておりません。

○北村暢君 私特に伺ひたいのは、港務施設なんです。といふことは、北海道の道新に——道新だと思つたのですが、新聞に、余市が掃海艇の基地になるといふことがちよつと出ておまして、しかもそれが陸上勤務の者を含めて、七、八十名の者がそこに施設ができる、こういうことでそこは誘致運動を市ではやつておる、町当局ではやつておるようございしますが、そういうふうなのが掃海艇の基地としてできるのだというふうなことが、それが防衛庁の庁内での内定がされたというふうなことが出ておる。それでそのことについて、実際をいろいろことが内定されたのかどうなのか、この点について、これをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) 先般も外国軍艦が小樽について先年入港いたしました。北海道は御承知のことく、非常に入港が多いにもかかわらず、海上自衛隊の基地がない、大漠しかありませんというので、北海道にぜひひとつ何らかの施設をしてくれといふのが多年の実望であります。この中では小樽あるいはその隣の余市、この二つを候補地として、調査したいといふ事実がございます。その中では港務としては小樽が適当である、諸施設としては小樽よりも余市のほうが閑散であるために、自衛隊の居住にはよろしい、そういうふうな一長一短がありながら、余市といふものが非常に熱心である。陸上施設は余市のほうが、非常に自衛隊としては閑散であるために住宅居住が楽である、港務の施設が多少悪い、港は小樽のほうがいい。しかし、小樽は御承知のことく、非常な艦船の出入港が多いために、それをまた障害を起こしても困るというふうなことで余市といふものを調査いたしております。しかし、まだ決定するには、まだ三次防自身がまづつておりませんので、三次防がきまつたワケ内でそういうものが調整される段階であらう、私はこう考へます。

○北村暢君 いまの長官のお答えですといふと、まあ北海道に基地がないといふことで、新設をしたいといふ考え方は、小樽、余市と候補地のほつて検討されておることは事実であるが、また内定したといふようなことが出たのですけれども、そういうことではない、まだ内定まではいっていない、検討中である、こういうふうな理解して、しかも将来のことではあるが、その可能性といふものは、いまのお話によるといふと、だいたい濃厚であるように受け取れるのですが、そういう理解で差しつかえございせんか。

○国務大臣(松野頼三君) 調査地域として内定をいたしました。調査の結果まだ明確に出ておりません。まだ調査の中で多少部隊の存置に一、二のまだ疑問点があります。一つは、港務です。港務がいわゆる漁船だまりしかありませんので、漁船だまりをはたして自衛隊で利用するならば、漁船の方が困りじやなからうかというこの辺がまだ調整の問題点、陸上における宿舎の問題は、これは十分可能であります。そういうところがまだきまりませんので、誘致運動が熱心であると同時に、北海道に一つ必要なことは、これは多年のことでありました。したがつて、ぜひ小樽ないしは余市に置きたいといふ考えは自衛隊は持つております。これは自衛隊も地元も一致してあります。有望である、また、設置の可能性は濃厚である、またそういう問題点が多少残つております。しかし、大体置き得れば置きたいといふ私の希望であります。また、地元のほうもぜひ置きたい、大体、この辺は一致しておるのじゃないかと思ひます。

○北村暢君 まあ三次防まだきまつておりませんが、置きたいといふ希望であるだらうと思ひます。

ですが、まあ来年からですか始まるわけでありまして、始まるのであれば、これはわりあい早い機会にそういうことの実現可能性というものはある、このように理解して差しつかえございませんか。

○国務大臣(松野頼三君) 来年から五カ年でありまして、五カ年の間にはこの問題はおそらく具体化するだろう、四十二年か三年か四年かということになると、これはまだ私も見込みはつきません。おそらく五カ年の間には設置が濃厚であるというのが正しいお答えじゃなかろうかと思えます。

○北村暢君 そうすると、その場合の規模です、ね、というの、どういう規模になるかというようなことは全然見当つかないのですか。たとえば、大湊の地方総監部では、私はあまり組織の内容については詳しくありませんけれども、この海上自衛隊の大湊地方総監部の中の一つの掃海隊群というのが第一と第二とあるようですが、そういうものが置かれる、こういう規模になる、こういうふうに見えていいですか。やはり規模というものは大体あるでしょうから、置くということになると、どういうものを考えておられるか。

○国務大臣(松野頼三君) お説のように、大湊の分遣隊、派遣隊、哨戒隊というふうなものを考えておりました、その大きなものは、あの港灣として是不可能じゃないかと思えます。したがって、補給とその他の哨戒艇あるいは掃海艇の一部の所屬という程度でありまして、まあ北村委員言われたように、三百名とか四百名とか言われたような数字前後じゃなかろうかというので、大湊総監の所屬の一部であります。その総監を、北海道総監を置くまでは、その規模としてはまだ三次防では考えておりません。

○北村暢君 大体この程度で……。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起して。
ほかに御発言もないようですから、本案につきましては、本日はこの程度にいたします。これにて本日は散会いたします。

午後三時四十八分散会

六月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業省設置に関する請願(第二六七九号)(第二六九四号)(第二六九九号)(第二七二四号)(第二七四四号)

一、恩給、共済年金増額に関する請願(第二七〇〇号)(第二七一五号)(第二七三〇号)(第二七三二号)(第二七五一号)

第二六七九号 昭和四十一年五月二十七日受理
中小企業省設置に関する請願(十五通)
請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ四 全国中小企業団体中央会会長 水牧 牧一郎外十五名

紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。

第二六九四号 昭和四十一年五月二十八日受理
中小企業省設置に関する請願(十二通)
請願者 鳥取市元魚町一ノ一九鳥取専門店 協同組合理事長 山根信行外十一名

紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。

第二六九九号 昭和四十一年五月三十日受理
中小企業省設置に関する請願(十四通)
請願者 京都市中京区烏丸通夷川上ル商工会議所ビル五階内協同組合京都 ショッピング理事長 小野三郎 外十三名

紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。

第二七二四号 昭和四十一年五月三十一日受理
中小企業省設置に関する請願(十五通)

請願者 宮崎県日南市大字平野四、一九六ノ四協同組合日南専門店会理事長 西山正次外十四名
紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。

第二七四四号 昭和四十一年六月一日受理
中小企業省設置に関する請願(十八通)
請願者 新潟県直江津市本町六丁目協同組合直江津専門店会理事長 市川巧 外十七名

紹介議員 豊田 雅孝君
この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。

第二七〇〇号 昭和四十一年五月三十日受理
恩給、共済年金増額に関する請願
請願者 札幌市北二〇条西一五丁目 石田 正治

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二七一五号 昭和四十一年五月三十一日受理
恩給、共済年金増額に関する請願
請願者 札幌市豊原町月寒西二二七 石沢 清

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二七三〇号 昭和四十一年六月一日受理
恩給、共済年金増額に関する請願
請願者 北海道小樽市奥沢町三ノ三 浅野 卓爾

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二七三二号 昭和四十一年六月一日受理
恩給、共済年金増額に関する請願
請願者 北海道寿都郡寿都町字樟岸 青柳 久七

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二七五一号 昭和四十一年六月二日受理
恩給、共済年金増額に関する請願
請願者 北海道根室市大字落石村 芥儀一
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。
一、行政職(一)、海軍職(一)及び医療職(一)俸給表撤廃等に関する請願(第二七六四号)

一、中小企業省設置に関する請願(第二七七〇号)(第二八〇二号)(第二八二二号)

一、防衛庁の国防省昇格に関する請願(第二七七六号)(第二七九二号)(第二八二二号)(第二八五〇号)(第二八七三三号)

一、国立大学教官の待遇改善に関する請願(第二八五一号)

一、旧軍人恩給に関する請願(第二八五二号)

第二七六四号 昭和四十一年六月三日受理
行政職(一)、海軍職(一)及び医療職(一)俸給表撤廃等に関する請願
請願者 北海道亀田郡亀田町昭和 中川鉄 雄外七百九十九名

紹介議員 野坂 参三君
行政職(一)、海軍職(一)及び医療職(一)俸給表を撤廃し、一切の差別待遇を廃止して労働条件を改善するよう、左記事項の実現を図りたい。
一、大幅の賃上げを実施すること。全俸給表の等級を撤廃し完全とおし号俸とし、差別昇給昇格をやめること。
二、行政職(一)と行政職(一)、海軍職(一)と海軍職(一)、医療職(一)と医療職(一)をそれぞれ統合すること。
三、昇給基準を改善すること。
四、等級別定数を大幅に増すこと。

- 五、職務内容を明らかにし、私用、雑用をさせないこと。
- 六、宿日直手当を増額すること。
- 七、首切り、退職勧奨をやめ、欠員をただちに補充し大幅に人員を増すこと。
- 八、職種転換、強制配転をやめること。
- 九、夜勤手当の割増率をただちに増すこと。
- 十、週四十時間制を実施すること。
- 十一、仮眠時間中の賃金を払うこと。
- 十二、年金受給資格をくり下げること。
- 十三、定年制の検討をやめること。
- 十四、運転手等に危険手当を支給すること。
- 十五、汽罐士、電工などについて免許に見合う保障をすること。
- 十六、潜水手当を増額し、本俸にとり入れること。
- 十七、船舶に最低三名の乗員を配置すること。
- 十八、交換台は一座席最低三名を配置すること。
- 十九、用務員に対する作業服を十分に支給すること。
- 二十、看護婦の夜勤制限をし、月六日間とする。
- 二十一、看護婦の産後の夜勤は一年間させないこと。
- 二十二、看護婦の一人夜勤をただちにやめ、夜勤勤務中の休憩、休息をあたえること。
- 二十三、職業病をふせぎ、健康管理を充実させ、安心して働ける職場にすること。
- 理由
- 一、給与体系の改悪以来、八年を経過した今日、私たち行(等)職員の賃金は、かつての同僚とくらべると、数千円も低くなっている。
- 二、人事院は、昨年八月、平均六・四パーセント(二・三六〇円)アップの勧告を出したが、行(等)職員六五・五七二名(昭和四十年一月一日現在)を例にとつた場合、六九・一七パーセントの人は平均にも達せず、アップ額三・〇〇〇円にみたない人は、九八・三九パーセントというおどろくべき状態である。
- 三、また、勧告の東京における四人世帯標準生計費(月額四九・三七〇円)に達しているものは

五十七名、五人世帯標準生計費(月額五五・六四〇円)に達している人は、わずかに一人である。さらに臨時行政調査会の答申は、私たちの身分をよりいっそう不安定なものにし、労働条件はさらに劣悪になつてゐる。

四、このような差別待遇は、国家公務員労働者全体をいつまでも、ひどい低賃金労働者にしていくだけでなく、日本の全労働者を低賃金にしていくためのテコになつてゐる。

第二七七〇号 昭和四十一年六月三日受理
中小企業省設置に関する請願(二十通)

請願者 東京都大田区大森北一ノ二九ノ二 協同組合大森専門店会理事長 朝比奈龍雄外十九名

紹介議員 豊田 雅孝君

この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。

第二二八〇二号 昭和四十一年六月六日受理
中小企業省設置に関する請願(十通)

請願者 岩手県宮古市末広町六ノ一二協同組合宮古専門店会理事長 山崎清六外九名

紹介議員 豊田 雅孝君

この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。

第二二八二二号 昭和四十一年六月七日受理
中小企業省設置に関する請願(九通)

請願者 北海道釧路市北大通二ノ七協同組合釧路専門店会理事長 東梅藤次郎外八名

紹介議員 豊田 雅孝君

この請願の趣旨は、第二二八六号と同じである。

第二二七七六号 昭和四十一年六月三日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願

請願者 北海道旭川市春光町自衛隊旭川地方連絡部内旭川市自衛隊父兄会内 目良湛雄外五百二十六名

紹介議員 源田 実君
防衛庁の国防省への昇格をすみやかに実現されたい。

理由

一、自衛隊は、その規模として二十七万六千五百人をこえる人員と三千億円をこえる予算を有し、その行政財産は各省庁中で第一位であり、その装備は最近の科学技術の進歩に即し近代化されつつあり、しかも、これらの規模は第二次防衛力整備計画に基づき量的にも質的にも更に増強される。防衛庁が、その任務の重大性並びにその業務の規模及び複雑性から省としての実質的内容を十分具備している。

二、国際情勢は複雑多岐であり、世界は今や国防上一つの転換期に立つており、将来のわが国防衛の在り方については大局的見地に立つて深く省察すべき時にある。日米共同防衛関係についてみても、米国の軍事援助は大幅に削減されつつあり、在日米軍の配置調整も行なわれ、わが国防衛上新しい局面に当面している。

三、基地をめぐる諸問題については幾多の未解決の問題が依然として存在し、その影響は極めて重大である。従つて、これが解決を強力に推進すべき必要に迫られてゐる。

四、これらわが国内外の情勢に対処し、わが国の防衛を全うするためには、国力国情に応じて自主防衛体制を確立強化することが緊急の要務であり、これがためにはまず国家防衛に対する国の基本的態勢を確立することが肝要で、総理府の外局たる防衛庁を総理府から分離し国防省とし、国家防衛機構の確立を図るとともに、防衛庁長官を国防大臣とすることによりその権限と責任を明確化し、もつて、防衛行政の効率化を期する必要がある。

五、防衛庁の国防省への昇格は、国家防衛に対する国の基本的態勢の確立を意味するので、内に對しては、国民に對し国防衛が国政の基本的要目の一つであることを明らかにし、外に對しては、自主的防衛努力の決意を示すことにな

る。また、自衛隊員に對しては、その士氣高揚に資すること極めて大なるものがある。

第二七九一〇号 昭和四十一年六月六日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡芦屋町正門町六ノ三 今井惣平外四百七十六名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二二八二三号 昭和四十一年六月七日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願

請願者 北九州市八幡区神原町二丁目 羽田三郎外三百九十一名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二二八五〇号 昭和四十一年六月八日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願

請願者 福岡県築上郡吉富町直江 是本園子外百六十七名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二二八七三三号 昭和四十一年六月九日受理
防衛庁の国防省昇格に関する請願

請願者 福岡県豊前市合河町四ツ口 米谷稔外百六十九名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第二二七六号と同じである。

第二二八五一〇号 昭和四十一年六月八日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 札幌市北二八条東三丁目 松本伍良外三十五名
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第二八五二号 昭和四十一年六月八日受理
旧軍人恩給に関する請願

請願者 茨城県結城郡八千代村大字平塚

三五七二軍恩連盟八千代支部

内 野口祐一外八百四十一名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第二十六号中正誤

ベシ 段行 誤

四一 五 押しえ

ハニ 七 定議

シシ 三 労働者

第二十七号中正誤

ベシ 段行 誤

三四 六 数に

四一 一 作様

七四 五 形制

八三 九 再会

九四 四 依存

シシ 一六 理在

一〇 三三四 五〇%

二三 二から 五 提携

第二十八号中正誤

ベシ 段行 誤

一 二から 三 週辺

七 二二四 問題

シ 三から 〇 問題

ハ 一 九 重複

一〇 二から 〇 村山茂利君

第二十九号中正誤

ベシ 段行 誤

六 二から 三 おる。

一〇 四 七 これは

一五 四 一 本基法

シシ 六 七 できさる

正

正

正

正